

m o o m o o 証券株式会社
約款・規程集

- 目次 -

- 第 1 章 証券総合口座取引約款
- 第 2 章 インターネット取引取扱規程
- 第 3 章 保護預り約款
- 第 4 章 外国証券取引口座約款
- 第 5 章 株式等振替決済口座管理約款

m o o m o o 証券株式会社

令和 5 (2 0 2 3) 年 9 月

第 1 章 証券総合口座取引約款

第 1 節 証券総合口座取引

第1条 （約款の趣旨）

1. この約款は、外国証券取引、有価証券の保護預り取引、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「振替法」といいます。）に基づく振替決済取引及び、又はそれらを組合せた証券総合口座取引等（以下「証券総合口座取引」といいます。）について、お客様と moomoo 証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間で原則的にインターネット又は電話（カスタマーサービスの対応による場合等）を利用して行われる取引、及びこれに伴い当社が提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）に関し、お客様と当社との権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。
2. お客様は、この約款を含む「約款・規定集」、及びその他の当社の取引ルールについてよくご理解・ご確認のうえで、お客様の判断と責任において、当社が提供する各取引にお申し込みください。
3. 一部内容に関しましては、本約款に記載されているにも関わらず、本約款の有効期間中、当社が実際に提供していないサービスに関する内容も含まれている場合がございます。お客様はあらかじめ、本約款が、当社がお客様に実際に該当サービスを提供する部分において適用されることをご了承ください。

第2条 （契約締結に際してのご注意）

1. お申し込みの際して、お客様には、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）その他の関連法令ならびに日本証券業協会、株式会社東京証券取引所その他の各金融商品取引所、株式会社証券保管振替機構および株式会社日本証券クリアリング機構が定めた規則等（以下「法令等」といい、改正が行われた場合には改正された内容を含みます。）を遵守して証券総合口座取引を行うことにご同意いただきます。
2. 本サービスは法人のお客様はご利用できません。

第3条（インターネット取引の利用）

1. 当社が別途ご案内した場合を除き、当社は、原則的にインターネット経由で本サービスを提供することとし、お客様がインターネット上で取引を行う場合は、当社の「インターネット取引取扱規程」に従う必要があります。
2. インターネット取引では、当社が別途定める株式等の売買取引の注文、その他当社が提供する金融商品等の買付（取得）の申し込み及び返還（解約）の請求、金銭の引出請求を利用することができます。
3. お客様が当社カスタマーサービスを通じて電話によるお取引を行う場合、その性質上適用が困難な条項を除き、「インターネット取引取扱規程」が準用されるものとします。

第4条（申し込み方法等）

1. お客様は、インターネット経由（moomoo アプリ又は当社のホームページ経由、以下同じ）又は当社所定の方法により、当社に証券総合口座取引を申し込むものとし、当社が承諾した場合に限り、お客様の証券総合口座（以下、「口座」又は「本口座」といいます。）は開設され、お客様は証券総合口座取引を開始することができます。なお、本サービスは日本国内居住者で日本語でのコミュニケーションが可能な成人されたお客様を対象としています（ただし、本口座開設の申し込み時の年齢で18歳以上80歳以下、かつ「米国納税義務者」ではないお客様に限ります。）。
2. お客様が前項の申し込みを行う場合は、当社が別に定める各約款・規程（「保護預り約款」、「外国証券取引口座約款」及び「振替決済口座管理約款」等）に基づいて次の各号に掲げる取引又は関連サービスの申し込みを同時に行うことができることとし、当該申し込みに対する当社の承認に対しては、本条第1項に準じることとします。これに関して当社が承諾をした場合、お客様の各種取引の口座の設定及び各取引口座を通じた取引を行うことができるものとします。これらの口座に関しては、性質上適用が困難な状況を除き、本「証券総合口座取引約款」が適用されることとします。

① 有価証券の保護預り取引

- ② 外国証券取引
 - ③ 振替決済取引
3. お客様が総合取引の申し込みをされた場合には、本規約第15条に定める「金銭の振込先指定方式」の利用の申し込みを同時にさせていただきます。
4. 当社は、以下の事由に該当する場合には、いかなる理由があっても下記の承諾をしないものとします。なお、以下の事由に該当しない場合であっても、当社は、当社の裁量により承諾をしないことがあります、その理由についてお客様に開示できない場合がございます。
- (1) 暴力団、暴力団員・暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等・社会運動等標ぼうゴロ・特殊知能暴力集団等・その他これらに準じる者等の反社会的勢力、反社会的勢力が法人のお客様の経営を支配又は実質的に関与していると認められる場合、お客様が反社会的勢力を利用していると認められる場合、お客様が反社会的勢力に対して資金の提供その他便宜の供与をしていると認められる場合及び反社会的勢力とお客様が社会的に非難されるべき関係を有している場合
 - (2) お客様が当社との取引に関して、自らもしくは第三者を利用して脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、又はこれらに類するやむを得ない事由があった場合
 - (3) 当社所定の方法により申し込みをされたお客様の情報に基づき、国内外のマナー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関連する法令や、経済制裁関連の法令等に抵触するおそれがあると当社が判断した場合

第5条（届け出事項）

お客様がインターネット経由、又はその他当社所定の方法により、当社に必要事項を登録した場合には、これらの情報をもって、証券総合口座取引の申し込み書等の提出があったものと見なします。お客様には、本口座の開設時に、氏名、生年月日、

住所、お勤め先、電子メールアドレス等を届け出ていただきます。

第6条 （共通番号の届け出）

お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、本口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号。以下同じ。）の通知を受けたとき、その他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社に届け出ていただきます。

第7条 （本人確認）

1. 当社は、お客様が本口座を開設される際及び本口座の開設後適宜に「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の法令諸規則及び当社が定めるところに基づき、本人確認を行い、お客様はこれに応じるものとします。
2. 当社は、当社が定めた方法により、当社がお客様に対して発行したログインID、お客様の指定したログインパスワード、取引パスワード及び電話認証番号等の当社方法による確認をもってお客様の本人認証を行います。
3. お客様は、当社が前項の本人認証に承諾した場合に限り、本サービスを利用することができます。
4. お客様は、自己資金により自己のために本サービスを利用することとし、理由の如何を問わず、本条第2項による情報を第三者に使用させ、もしくは譲渡、貸与、名義変更、売買等を行うことはできないものとします。

第8条 （取引時の確認及び取引の制限等）

1. 当社では、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関連する法令や、経済制裁関連の法令等の遵守の観点より、期限を指定して、お客様の取引動機・目的、職業・地位、資産・収入の状況、事業の内容、資金源、居住地、国籍・在留期間、具体的な取引内容、その他当社が必要と判断した事項について、各種の確認や資料（確認書類）等の提出を求め場合があります。

2. 当社では、お客様口座において相当な期間取引がない場合や、前項に規定する当社からの各種確認や資料提出の要請に対して、正当な理由無く所定の期限までに応じていただけない場合、又は、具体的な取引内容等に照らしお客様との取引の継続が相当でないと当社が判断した場合には、入出金を含む取引又はサービスの一部又は全部を制限・停止することがあります。
3. 前項の取引・サービスの一部又は全部の制限・停止の措置は、お客様から当社が求める必要な説明又は情報が提供され、取引の制限・停止の原因となった事由が解消されたと当社が判断した場合には解除するものとします。
4. 第2項に規定する取引・サービスの一部又は全部の制限・停止の措置が、お客様からの合理的な説明や当該措置の解消に向けた誠実な対応をいただかず相当な期間継続した場合、又は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関連する法令や、経済制裁関連の法令等の遵守の観点より当社が相当の事由をもってお客様との取引の継続が不適切であると判断した場合には、本約款に基づく全ての取引を解約させていただく場合があります。

第2節 有価証券取引

第9条（受託契約準則及び協会規則の適用）

金融商品取引所取引によるご注文は、各金融商品取引所の定める受託契約準則に基づき受託いたします。

第10条（取引の方法）

本サービスにより行うことができる取引の種類、取扱銘柄、取扱数量、取引回数等の詳細については、当社が別途定める「インターネット取引取扱規程」によることとします。

第11条（注文内容の明示）

1. お客様は、有価証券の売買等のご注文を行うに際しては、売買の種類、特定預り・非特定預りの別、銘柄、売り買いの別、数量、価格、注文の有効期限、市場の別、現物・信用の別、

現物売付及び信用取引弁済注文の際は一般口座・特定口座（租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定されるものをいいます）等、注文の執行に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示されなかったときは、ご注文の執行ができない場合があります。

2. 当社が必要と判断した場合には、ご注文をお受けできない場合がございます。

第12条（受注できない場合）

1. 募集又は売出しに係る有価証券の買付のご注文をいただいたときは、事前に当該有価証券の目論見書を受領されていることを当社所定の方法により確認させていただきます。目論見書の受領の確認が出来なかったときは、当該ご注文はお受けできません。
2. 上記の場合のほか、当社がご注文の受託が適当ではないと判断したときは、ご注文をお受けしない場合があります。

第3節 料金及び金銭の受渡方法

第13条（料金）

1. お客様は、当社が定めるところにより、本サービスによる取引注文に関する手数料を当社に支払うこととします。
2. 第1項に関わる手数料のほか、当社は、その他当社が事前に明示した関連費用をいただくことがあります。
3. 一旦支払いいただいた利用料及び諸費用に関しては、返却しないものとします。

第14条（入金）の取扱い

お客様の有価証券のご購入代金等についての振込に関しては、当社が指定する金融機関口座へ当社の定める方法による振込により行うものに限るものとし、当社は当該金融機関口座への振込による入金を確認した後に、お客様の口座へ入金するものとし、お客様より有価証券のご購入代金等を銀行振込等で受入れた場合は、「精算書」又は「受領書」の交付をしないものとします。

第15条（金銭の振込によるお支払い）

1. 金銭の振込によるお支払いは「金銭の振込先指定方式」によるものとし、現金や小切手等による引出しは、原則として取扱いいたしません。
2. 「金銭の振込先指定方式」とは、お客様の当社における口座内のすべての有価証券等の取引により当社がお客様に支払うこととなった金銭（以下「金銭」といいます。）を、お客様のあらかじめ指定する預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）に当社所定の方法により振込む方式をいいます。
3. お客様は当社所定の方法により、振込先の指定預金口座をあらかじめ当社に届け出いただくものとし、指定預金口座は当社の口座名義と同一としてください。預金口座の指定が行われた後 1 週間程度は振込請求を受けましても、指定預金口座への金銭の振込はできないことがあります。
4. 指定預金口座の変更は、当社所定の方法により、あらかじめ当社に届け出いただくものとし、なお、変更申し込み受付後の取扱いは、本条 3 項に準じて行うものとし、
5. 金銭の受渡精算方法については、お客様からその都度、当社所定の方法でご指示いただきます。なお、上記のご指示を受けたとき当社は所定の方法によりお客様ご自身からの指示であることを確認することがあります。
6. 「金銭の振込先指定方式」の廃止は、お客様又は当社のどちらか一方の申出により行うことができます。
7. 原則は、出金手数料は出金金額に関わらず同月中に 5 回までは無料とし、6 回目からは振込手数料が発生します。

第16条（前受金等）

1. 有価証券の売買等のご注文をいただく場合、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（以下「前受金等」といいます。）をお預けいただくものとし、
2. 外国証券については、本「証券総合口座取引約款」のほか、「外国証券取引口座約款」の定めるところに従います。

第17条（不足金の入金）

1. お客様の有価証券等の買付代金や源泉徴収税等の支払い資金で使用する資金に不足が生じた場合（以下「不足金」といいます。）、お客様は当社の定める時限までに当該不足金を入金するものとします。
2. お客様が当社の定める時限までに不足金を入金しない場合、当社は任意で次のいずれかの方法又はこれらを組み合わせた方法により代金を取得し、これらの代金を当該不足金に充当することができるものとし、さらに不足金があるときはお客様に当該不足額の支払いを請求することができるものとし、
 - ① お客様の計算において保護預かり有価証券等について処分を行う。
 - ② お客様の当社における他の口座から当社所定の方法により振替処理を行う。
 - ③ 支払い通貨以外の通貨からの振替（両替）処理を行う。
3. 本口座に不足金が発生している場合には、当社は、お客様の取引その他本サービス利用、保護預かり有価証券又は金銭の引きだしを制限できるものとします。

第18条（金銭の受渡内容に関する確認）

金銭の受渡等について、お客様と当社との間で疑義が生じたときは、お客様の本サービス利用時における当社の記録内容に基づいて処理するものとします。

第 4 節 報告・連絡

第19条（契約締結時交付書面（取引報告書））

当社は、ご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立したときには、金融商品取引法の規定に基づき、遅滞なく、「契約締結時交付書面」（取引報告書）をお客様に交付いたします（電子情報処理組織を使用する方法による交付を含みます。）。

第20条（取引残高報告書の取扱い）

1. 当社は、3ヶ月に1回以上、期間内のお取引内容及びお取引後の残高を記載した取引残高報告書をお客様に交付いたしま

す（電子情報処理組織を使用する方法による交付を含みます。以下同じ。）。お取引がなく残高がある場合は1年に1回以上、「取引残高報告書」をお客様に交付いたします。

2. 「取引残高報告書」を交付した後、15日以内にご連絡がなかったときは、当社はその記載事項すべてについてご承認いただいたものとさせていただきますので、「取引残高報告書」を受領した場合は、速やかにその内容をご確認ください。
3. 当社からの報告書等の記載内容についてご不審な点があるときは、すみやかに当社に直接ご連絡ください。

第5節 雑 則

第21条（後見開始等の届け出）

お客様について、後見開始、補助開始もしくは補助開始の審判又は任意後見監督人の選任が過程裁判所よりなされたときは、ただちにその旨を当社所定の方法により届け出ください。

第22条（解約）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当した場合、お客様との間での本サービスを解約できるものとします。
 - (1) お客様が当社所定の方法により必要事項を記入のうえ、本サービスの解約を申し出た場合であって、当社が承諾した場合
 - (2) お客様の当社におけるいずれの口座においても、最終取引日から1年間以上取引がなく、かつ、1年以上継続して残高がない場合
 - (3) お客様が日本国内の居住者でなくなる場合、又は非居住者となった場合
 - (4) やむを得ない事由により、当社が本サービスの解約を申し出た場合
 - (5) お客様が支払うべき金銭を当社の定める時限までに当社へ支払わない場合
 - (6) お客様又はお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者等反社会的勢力であると判明

し、当社が解約を申し出た場合

- (7) お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、又はこれらに類するやむを得ない事由により当社がお客様に解約を申し出た場合
- (8) お客様の取引が公正な市場価格の形成に弊害をもたらしている、又はそのおそれがあると当社が判断した場合
- (9) お客様が本口座に係る届け出事項又は本人確認に係る本人特定事項等について事実と反する届け出等を行ったと当社が認めた場合
- (10) お客様がこの約款及び当社の他の規定・約款、その他法令諸規則等に違反した場合
- (11) お客様が当社および当社役職員に対し以下の行為を行い、又は行うおそれがあると当社が判断した場合
 - (ア)第(4)号に掲げるものと標榜する行為
 - (イ)名誉又は信用を毀損する行為
 - (ウ)誹謗、中傷若しくは脅迫的言辞又は暴力を用いる行為
 - (エ)虚偽の風説の流布、偽計又は威力により業務を妨害する行為
 - (オ)その他違法行為又は法的な責任を超えた不当要求行為
- (12) お客様が本口座開設申し込み時にした確約に関して虚偽の申告をしたと当社が認めた場合
- (13) お客様よりお預りする資産の全部又は一部が犯罪行為により不正に取得したものであると当社が判断した場合
- (14) 当社への届け出事項、取引内容、当社からの連絡や資料の提出の求めに対するお客様の回答、お客様の説明内容及びその他の事情を考慮して、お客様の口座がマネー・ローンダリング、テロ資金供与又は経済制裁関連法令等に抵触する取引に利用され又はそのおそれがあると当社が判断した場合
- (15) お客様が当社の定める範囲内および期間内に本サービスを利用されない場合
- (16) お客様が届け出を怠るなどして、相当の期間当社からの

連絡が不通となった場合。

- (17) お客様がこの約款の変更に同意しない場合
 - (18) お客様の所在が不明となり、不在者財産管理人が選任された場合
 - (19) お客様に自己破産、任意整理等の破産手続きが開始された場合
 - (20) お客様が死亡（認定死亡を含む）したことを当社が確認した場合、又は失踪の宣言を受けた場合。
 - (21) お客様が意思能力を失い、その回復の見込みがないと当社が判断した場合
 - (22) お客様、お客様の代理人及びお客様の関係者等が当社に対し、損失補てん等、当社に履行義務のない行為を不当に要求した場合
 - (23) お客様が本口座を第三者と共同利用している、又は第三者に貸与している疑いがあると当社が判断した場合
 - (24) 同一のお客様において、当社の事由による場合を除き、複数の口座保有が認められた場合。なお、事由の如何を問わず、その重複口座の解消のため、全ての口座、又は一部の口座は解約となります。
 - (25) 前各号のほか、当社がお客様との取引の継続が望ましくないと判断した場合、又はその他やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合
 - (26) お客様が不公正な取引、相場操縦行為、相場の変動を図ることを目的とした風説の流布、インサイダー取引等金融商品取引法が禁止している行為を行い、この約款に基づく取引を継続することが相当でないとき
2. 本サービスが解約された場合、当社が提供するそのほかの取引又はサービスも同時に解約されることとします。
 3. 本サービスが解約された場合、当社の定める方法により、その契約に関して管理している資産の返還（お客様の指定する口座への振込又は振替を含みます。）を行います。
 4. 保護預かり証券等、又は口座内外国証券のうち、原状による返還が困難なもの等については、お客様の指示によって、換金、売却等を行った上、清算金の返還を行います。なお、本条第1項第（2）から第（26）の理由により契約が解約され

る場合であって、理由の如何を問わずお客様からの前述の指示がない場合、当社は、当社の任意により、お客様の計算において、前述の処理を行うことができます。

5. 本サービスが解約された場合、当社は法令諸規則等及び当社所定の手続に従い本口座を廃止するものとします。
6. 前 4 項により本サービスが解約された際にお客様に生じた損害に対しては、当社はその責を負わないものとします。

第23条（利用期間）

お客様が本サービスを利用できる期間は、当社が別途定める期間とします。

第24条（免責事項）

当社は次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- (1) moomoo アプリ等を使用して取引を行うにあたり、使用したログイン ID 及びパスワード等と、当社に登録されているログイン ID 及びパスワード等が相違ないものと当社が認めて、証券の売買、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の取引により、処理が行われたことにより生じた損害
- (2) お預り当初から、保護預り証券について瑕疵又はその原因となる事実があった場合
- (3) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭もしくは有価証券の授受又は寄託の手続等が遅延し、又は不能となった場合
- (4) 電信又は郵便の誤謬、遅延等当社の責に帰することのできない事由が生じた場合
- (5) 当社が提供するサービスの一部又は全部の制限・停止、金融商品の継続保有の制約等により生じた損害
- (6) 措置等が受けられない場合、それによって課税された場合及び本来非課税のものが課税された場合
- (7) 受注後、相当の時間内に注文を執行したにも関わらず、当該時間中に生じた市場価格の変動等による損害
- (8) 売買の注文を取り消し、又は変更する申し込みを受けた後、

相当の時間内に処理を行ったにもかかわらず、元の注文に係る取引が成立したことによる損害

第25条（届け出事項の変更）

1. お客様は、当社において証券口座開設後、口座開設の際に利用された電子メールアドレス、住所、電話番号、氏名、職業、勤務先、内部者登録、取引動機・目的等の届け出事項につき変更があるときは、当社の定める方法により、遅滞なくその内容を当社へ届け出るものとします。
2. 前項のお届け出があったときは、当社は、「戸籍抄本」その他必要と認められる書類等をご提示いただくことがあります。
3. 届け出事項の変更事由が発生しているにも関わらず、お客様から当社所定の手続きによる届け出、必要書類等の提出をいただけない場合、当社は、取引又は提供するサービスの一部又は全部を制限・停止することがあります。
4. 届け出事項変更のお届け出があったときは、当社は所定の手続きを完了したのちでなければお客様口座の預り金及び有価証券等の返還のご請求に応じることはできません。

第26条（お客様が国内非居住者となる場合の取扱い）

お客様が日本国内の居住者でなくなる場合は、当社所定の定めに基づいて、あらかじめ当社に届け出いただくこととします。原則として、お客様が日本国内の居住者でなくなる場合、又は非居住者となった場合、本サービスを継続することはできず、本口座は廃止となります。廃止にあたり、金融商品をお持ちのお客様は事前にお客様ご自身で、当社における各取引口座の解約、口座内に保有する金融商品を売却、又は決済等の処理を行っていただく必要があります。虚偽の申告等により国内非居住者であることが判明した場合、お客様が事前に行うべき前述の処理を怠った場合であって当社が指定した期日を超えてもお客様ご自身で処理を行わなかった場合、もしくはあらかじめ届け出がなく事後に国内非居住者であることが判明した場合、当社は任意の時期に、お客様の当社における各取引口座の解約、口座内に保有する金融商品を売却、又は決済等の処理を行うものとします。

第27条（通知の効力）

お客様の届け出による住所又は電子メールアドレス宛てに、当社によりなされた本口座に関する諸通知が、お客様の moomoo アプリを利用するデバイス上の問題、電子メールアドレス設定の異常（着信拒絶設定等）、転居、不在、変更や削除などその他申し込み者の責に帰すべき事由により、延着し、又は到着しなかった場合においては、当社が電子メール等を発送した時点、又は通常到着すべきときに到着したものとして取り扱うことができるものとしします。

第28条（約款の変更）

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときには、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。

第29条（準拠法、合意管轄）

1. この約款に関する準拠法は日本国法とします。
2. お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店の所在地を専属的合意管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

第2章 インターネット取引取扱規程

第1条（規程の趣旨）

この規程（以下「本規定」といいます）は、moomoo証券株式会社（以下「当社」といいます）のオンライントレード moomoo アプリの利用を含む、インターネット取引サービス（以下「本サービス」といいます。）の利用に関する当社とお客様との取決めです。

第2条（本サービスの内容）

1. お客様は本サービスを利用して、当社が別途定める株式（外国証券を含む）等の売買の注文（以下「売買注文」といいます。）、株式の保護預かり、並びに金銭の引出請求、そのほか当社が提供するサービスを受け、取引を行うことができます。
2. 本規定は、当社が別に定める「保護預り約款」、「外国証券取引口座約款」及び「振替決済口座管理約款」等とともに、お客様と当社の間で行われる各種取引口座における取引に適用されます。
3. お客様は本サービスを利用するに当たり、当社が moomoo アプリ経由で提供する投資情報提供サービスを含む、他のサービスを利用することができます（情報に関する定めは当社の「moomoo アプリ利用規約」において確認することができます。）。
4. 本サービスにおいてお客様が利用可能なサービスは、当社が定める範囲とします。
5. お客様は本サービスを利用するにあたり、「moomoo証券プライバシーポリシー」及び「moomoo アプリ利用規約」に同意する必要があります。

第3条（本サービスの利用条件）

1. お客様は、当社所定の方法により、当社に申し込むものとし、当社が承諾した場合に本サービスを利用できます。
2. 本サービスは、当社が前項の申し込みを受付け所定の手続き

を完了した以降に利用することができます。また、当社発行のログイン ID 及びパスワード等と、お客様がご利用時に使用するログイン ID 及びパスワード等とが一致した場合にのみ利用することができます。

3. インターネットでの各種取引を可能とする当社での本サービスの利用にあたり、金融商品取引法、税法その他関係する法令諸規則に基づき当社がお客様に交付する、またはお客様から徴求する各種書面については、金融商品取引業等に関する内閣府令等に定める電磁的方法による交付、または徴求を原則とし（以下「電子交付サービス」といいます。）、お客様には本「インターネット取引取扱規定」に同意することによって、当該方法にご同意いただくものとなります。

第4条（法令等の遵守）

お客様及び当社は本サービスの利用にあたり、この規程によるほか、法令並びに日本証券業協会及び金融商品取引所の諸規則を遵守するものとします。

第5条（自己責任の原則）

お客様は、この規定の内容を十分理解し、ご自身の責任と判断において本サービスを利用し、取引を行うものとします。

第6条（利用時間）

お客様が本サービスを利用できる時間は、当社が別途定める時間とします。

第7条（取引の種類）

当社が本サービスを利用した売買注文を受付ける取引の種類は、当社が別途定める範囲とします。

第8条（取扱銘柄）

1. 当社が本サービスを利用した売買注文を受付ける銘柄は、当社が別途定める銘柄とします。
2. 前項で定めた銘柄のうち、金融商品取引所等が売買を規制している銘柄及び当社が自主的に売買を規制している銘柄につ

いては、本サービスの利用ができない場合があります。

第9条（取扱数量の範囲）

1. 当社が売付注文を受付ける数量は、当社がお客様からお預りしている銘柄・数量の範囲内とします。
2. 当社が買付注文を受付ける数量は、当社が定める数量の範囲内とし、この数量の計算は、当社の定める方法によって行います。

第10条（有効期間）

1. 当社が本サービスにより受付けた売買注文の有効期間は、当社が別途定める期間内とします。
2. 株式の注文において、配当落ち及び権利落ちがある場合、当該株式の売買注文の有効期間は権利付き最終日を超えて指定することはできず、その日を超えて注文を入力した場合であっても、当該注文は無効となります。
3. 株式の注文において、当該株式の上場又は登録されている市場の変更がある場合、当該株式の売買注文の有効期間は変更される日の前営業日を超えて指定することはできず、その日を超えて注文を入力した場合であっても、当該注文は無効となります。
4. 株式の注文において、当該株式について単元株数の変更がある場合、当該株式の売買注文の有効期間は変更される日の前営業日を超えて指定することはできず、その日を超えて注文を入力した場合であっても、当該注文は無効となります。

第11条（取引回数範囲）

金融商品取引所等において売買取引が行われる日において同一銘柄の売買注文を受付ける回数は、当社が別途定めた内容によります。

第12条（受付・取り消し及び変更）

1. インターネット経由での売買注文の受付確定時は、通信端末等にお客様が確認入力された注文内容について、当社が受信した時点とします。

2. 当社は、注文内容が次のいずれかに該当する場合は、当該注文の受付けを行いません。
 - (1) お客様の売買注文内容が、第 7 条、第 8 条、第 9 条及び第 11 条に定める事項のいずれかに反している場合
 - (2) お客様の口座において注文執行時において当該買付見込金額に必要なお預り金等がない場合
3. 当社が本サービスにより受付けた売買注文の取り消しは、未約定のもので、当社が定める時間及び銘柄の範囲内に限り、お客様が本サービスを利用することにより行うことができます。
4. 当社が本サービスにより受付けた取引注文の変更は、未約定のもので、当社が定める時間及び銘柄の範囲内に限り、お客様が本サービスを利用することにより行うことができます。
5. 金融商品取引所等が有価証券の売買取引の停止を行った場合に効力を失うことを条件とする注文は受付けることができません。

第13条（執行）

1. 当社が本サービスにより受付けた売買注文は、注文内容を確認後相当の時間内に、金融商品取引所等で執行します。ただし、当社が受付けたお客様からの注文内容が次のいずれかに該当する場合には、あらかじめお客様に連絡することなく当該注文を執行しないことがあります。
 - (1) 受付後執行するまでに当該注文が第 7 条、第 8 条、第 9 条及び第 11 条に反することになった場合
 - (2) お客様の指値が金融商品取引所等の値幅制限を超える場合
 - (3) お客様の取引が差金決済取引となる場合
 - (4) 売買注文の内容が、公正な価格形成に弊害をもたらすものであると当社が判断する場合
 - (5) その他、取引の健全性に照らし不相当と当社が判断する場合
2. お客様が第 10 条の範囲内で、有効期間を指定して株式の売買注文を入力した場合で、当該注文が一部出来となったとき（注文の一部についてのみ取引が成立した場合）は、有効期間中であっても、その残りの注文は執行されません。

3. 金融商品取引所のシステム障害等により、各金融商品取引所がそれぞれ定める受託契約準則等に基づき委託注文に係る呼値の効力を失わせた場合、当該取引所による呼値失効の対象となった全ての委託注文（特殊注文で同時にセットされた注文及び期間指定注文を含む）は効力を失うものとし、金融商品取引所の取引が再開された場合においても、当該委託注文の再発注は行われぬものとします。
4. 前項の金融商品取引所が委託注文に係る呼値の効力を失わせた場合、当社は、当該対象銘柄の以下の注文を除くすべての受付済み注文（期間指定注文を含む）を取消することができるものとします。当社が当該取消を行った場合、金融商品取引所の取引が再開された場合においても、当該取消済み委託注文の発注は行われません。
 - (1) PTS（私設取引システム）を指定した注文
 - (2) 前項の呼値の効力を失わせた金融商品取引所以外を指定した注文
 - (3) SORシステムに基づく、自動判定の結果、前項の呼値の効力を失わせた金融商品取引所以外に発注された注文
 - (4) 単元未満株の注文
5. 当社は、次の場合その責任を負いません。
 - (1) 注文受付後、注文内容を確認し、相当の時間内に当該注文を執行したにもかかわらず、当該時間中における市場価格の変動等により損害が生じた場合
 - (2) 本条第1項ただし書き、第3項及び第4項に基づき売買注文を執行しなかったことにより損害が生じた場合

第14条（本サービスを利用した注文の照会）

当社が本サービスで受付けた売買注文の内容は、本サービスにより照会することができます。

第15条（取引内容等の確認）

本サービスの利用にかかる注文内容等についてお客様と当社との間で疑義が生じたときは、お客様が本サービス利用時に入力されたデータの記録内容をもって処理します。

第16条（情報利用の制限）

1. お客様は本サービスにより取得した情報を、お客様の行う証券投資の資料としてのみ使用するものとし、次のことを行わないものとします。
 - (1) 本サービスにより取得した情報（これらを複製したものを含む。以下同じ。）を第三者に提供すること。
 - (2) 本サービスにより取得した情報を、営業に利用することのほか、第三者へ提供する目的で加工または再利用（再配信を含む。）すること。
 - (3) お客様のログイン ID 及びパスワード等を第三者に譲渡しまたは第三者の利用に供すること。また、本サービスにより取得した情報を第三者に漏洩し、または他の者と共同して利用すること。
2. 前項に反するものと当社または金融商品取引所等が判断した場合、当社は本サービスを中止します。なお、本サービスの中止によりお客様に費用または損害等が発生した場合、当該費用または損害等はすべてお客様の負担とし、お客様は当社、及び金融商品取引所等に対し請求は行わないものとします。

第17条（本サービス利用の制限）

当社は、次の各号に掲げる事由によりお客様が本サービスをご利用いただくことが不相当と判断した場合には、お客様に通知することなく本サービスの全部または一部のご利用をお断りすることがあります。当社は当該制限の理由について開示できない場合があります。

- (1) 理由の如何を問わず、お客様の当社における証券総合口座が廃止された場合
- (2) 当社が、お客様が本サービスの利用において通常範囲を逸脱し、過度の利用を行うものと判断した場合
- (3) お客様が当社のシステムに対して、通常取引の合理的範囲を超える過大なアクセスを行っている当社が判断した場合
- (4) お客様の本人特定事項に異議があるものと当社が判断した場合
- (5) 当社が、お客様の取引状況やお客様からのお預かり資産の状況等に従い、本サービスの制限することが適当であると判断

した場合

- (6) お客様が、当社が認容する取引ツール、プログラム、ソフトウェア等以外のものを使用するなど、当社が提供するシステムの意図から外れた方法で本サービスを利用した場合あるいは利用しようとする場合
- (7) お客様が、当社が定める本サービスに関する指示等を遵守しない場合、またはこれに违背する方法で本サービスを利用した場合あるいは利用しようとする場合
- (8) その他、当社の運営方針または当該規約に外れた態様で本サービスを利用するなどお客様が本サービスをご利用いただくことが不相当であると当社が判断した場合

第18条（免責事項）

1. 当社は以下の場合、お客様に生じた損害について、その責を負わないものとします。
 - (1) 本規定第 12 条により、お客様の要望通り注文の受付、取り消し又は変更をできなかった場合
 - (2) 本規定第 17 条により、当社がお客様の本サービスの利用を制限した場合
 - (3) 本サービス開始時点におけるインターネット、オペレーティングシステム、ウェブブラウザ等（以下「利用環境」という）の技術仕様が変更になった場合
 - (4) お客様の設備、インターネット接続環境に障害が生じた場合
 - (5) 本サービスで提供する情報の伝達遅延、誤謬、欠陥、コンピューター及び本サービス利用に必要なソフトウェアの誤作動がある場合で、当社又は金融商品取引所等の故意又は重大な過失に起因しない場合
 - (6) お客様が本サービスを利用して行われた売買注文の取り消し等を申し込まれたにも関わらず、当該取り消しの対象となる元の注文が金融商品取引所で実行された取引が成立したため、当該取引の取り消しなどが行えなかったことにより損害が生じた場合
 - (7) 通信機器、通信回線、インターネット接続サービスの性能値に起因した場合

- (8) 第三者から導入したコンピューターウイルス対策ソフトについて、当該第三者からのウイルスパターン、ウイルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピューターウイルスの当社のハードウェア等への侵入があった場合
 - (9) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因した場合
 - (10) 上記以外、その他「証券総合口座取引約款」第24条に定める諸事情が発生した場合
2. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、お客様に対し事前又は事後に通知を行うことにより、又は緊急を要するときは通知を行うことなく、本サービスの全部又は一部を中止又は停止する場合があります。
- (1) 本サービスを提供するために必要な機器、システムの保守上やむを得ない場合、若しくはこれらに障害が生じた場合
 - (2) 本サービスに用いるシステムのバージョンアップ作業のため、本サービスの一時停止が必要な場合
 - (3) 電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止又は停止することにより本サービスの提供を行うことが困難となった場合
 - (4) 法令による規制、司法・行政命令等が適用された場合
 - (5) 前各号のほか、客観的かつ合理的根拠に基づき、当社が営業上又は技術上やむを得ないと判断した場合
 - (6) 当社は前第(1)号から(5)号までに基づき本サービスを中止又は停止した場合、当社において故意又は重大過失がある場合を除き、お客様に対して、如何なる責任も負担しないものとします。

第19条（準用）

本「インターネット取引取扱規程」で定めていない内容に関しては、その性質上適用が困難な条項を除き、「証券総合口座取引約款」の内容が適用されることとします。

以上

第 3 章 保護預り約款

第1条 （約款の趣旨）

この約款は、moomoo 証券株式会社（以下「当社」といいます。）とおお客様との間の証券の保護預りに関する権利義務関係を明確にするために定められるものです。なお、一部内容に関しましては、本約款に記載されているにも関わらず、本約款の有効期間中、当社が実際に提供していないサービスに関する内容も含まれている場合がございます。お客様はあらかじめ、本約款が、当社がおお客様に実際に該当サービスを提供する部分において適用されることをご了承ください。

第2条 （保護預り証券）

1. 当社は、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第 2 条第 1 項各号に掲げる証券について、この約款の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも市場性のないもの等は都合によりお預りしないことがあります。
2. 当社は、前項によるほか、お預りした証券が振替決済にかかるものであるときは、金融商品取引所及び決済会社が定めるところによりお預りします。
3. この約款に従ってお預りした証券を以下「保護預り証券」といいます。

第3条 （保護預り証券の保管方法及び保管場所）

当社は、保護預り証券について金商法第 43 条の 2 に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。

- (1) 保護預り証券については、当社において責任を持って安全確実に保管します。ただし、当社の指定する保管機関等に保管する場合があります。
- (2) 金融商品取引所または決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で混合して保管します。
- (3) 前号による保管は、大券をもって行うことがあります。
- (4) 当社は、前各号に定めるほか、第三者に当社の保管業務を委

託することがあります。

第4条（混合保管等に関する同意事項）

前条の規定により混合して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。

- (1) お預りした証券と同銘柄の証券に対し、その証券の数または額に応じて共有権または準共有権を取得すること。
- (2) 新たに証券をお預りするときまたはお預りしている証券を返還するときには、その証券のお預りまたはご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと。

第5条（共通番号の届け出）

お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届け出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

第6条（当社への届け出事項）

1. 保護預り口座の設定申込時に提出された電子メールアドレス、住所、氏名、生年月日、共通番号をもって、当社届出の電子メールアドレス、住所、氏名、生年月日、共通番号等とします。
2. お客様が、法律により株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券及び投資証券（以下第24条を除き「株券等」といいます。）に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人である場合には、前項の申込を行う際、その旨を当社に対して別途お届け出いただきます。この場合、「在留カード」等の書類をご提出願うことがあります。

第7条（保護預り証券の口座処理）

1. 保護預り証券は、すべて同一口座でお預りします。
2. 金融商品取引所または決済会社の振替決済にかかる証券については、他の口座から振替を受け、または他の口座へ振替を行うことがあります。この場合、他の口座から振替を受け、その旨の記帳を行ったときにその証券が預けられたものとし、また、他の口座へ振替を行い、その旨の記帳を行ったときにその証券が返還されたものとして取扱います。ただし、機構が必要があると認めて振替を行わない日を指定したときは、機構に預託されている証券の振替が行われないことがあります。
3. 保護預り証券について、お客様のご依頼により当社の口座から他の参加者の口座へ振替の手続きを行う場合は、当社所定の手数料をいただく場合があります。

第8条（担保にかかる処理）

当社が許諾した場合に限り、お客様は保護預り証券について、当社所定の方法により担保を設定することができます。

第9条（お客様への連絡事項）

1. 当社は、保護預り証券について、次の事項をお客様にお知らせします。
 - (1) 名義書換または提供を要する場合には、その期日
 - (2) 最終償還期限
 - (3) 残高照合のための報告、ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告
2. 当社は、3ヶ月に1回以上、期間内のお取引内容及びお取引後の残高を記載した「取引残高報告書」をお客様に交付いたします（電子情報処理組織を使用する方法による交付を含みます。以下同じ。）。お取引がなく残高がある場合は1年に1回以上、「取引残高報告書」をお客様に交付いたします。「取引残高報告書」を交付した後、15日以内にご連絡がなかったときは、当社はその記載事項すべてについてご承認いただいたものとさせていただきますので、「取引残高報告書」を受領した場合は、速やかにその内容をご確認ください。
3. 当社は、前項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金

商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、お客様からの前項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

4. 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

(1) 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面（取引報告書）

(2) 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

第10条（名義書換等の手続きの代行等）

1. 当社が許諾した場合に限り、当社はお客様からの株券等の名義書換、併合、分割または株式無償割当て、新株予約権付社債の新株予約権の行使、単元未満株式等の発行者への買取請求の取次ぎ等の手続き代行依頼を、受け付けることが可能です。
2. 前項の場合は、所定の手続料をいただく場合がございます。

第11条（償還金等の代理受領）

保護預り証券の償還金または利金（分配金を含みます。以下同じ。）の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。なお、発行体からの償還金又は金利の支払い状況によっては、お客様へのお支払が当該予定日より遅延することもあります。

第12条（保護預り証券の返還）

保護預り証券の返還をご請求になるときは、当社別途所定の方法によりお手続きいただく必要があります。

第13条（保護預り証券の返還に準ずる取扱い）

当社は、次の場合には前条の手続きをまたずに保護預り証券の返還のご請求があったものとして取り扱います。

- (1) 保護預り証券を売却される場合
- (2) 保護預り証券を代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合
- (3) 当社が第 11 条により保護預り証券の償還金の代理受領を行う場合

第14条（届け出事項の変更）

1. お届け出事項を変更なさるときは、その旨を当社にお申し出のうえ、当社所定の方法によりお手続き下さい。この場合「戸籍抄本」、「住民票の写し」等の書類をご提出または「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。
2. 前項によりお届け出があった場合は、当社は相当の手続きを完了したのちでなければ保護預り証券の返還のご請求には応じません。

第15条（保護預り管理料）

当社は、保護預かり口座に関しては、口座管理料を徴収しません。なお、経済情勢その他の事情により当該規定を改定することがあります。

第16条（解約）

次に掲げる場合は、契約は解約されます。

- (1) 理由の如何を問わず、お客様の当社における証券総合口座が廃止された場合
- (2) お客様から解約のお申出があった場合
- (3) 保護預り証券の残高がない場合（融資等の契約に基づき担保が設定されている場合を除く）証券総合口座
- (4) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出た場合
- (5) お客様またはお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団ま

たはこれらに準ずる者等反社会的勢力であると判明し、当社が解約を申し出た場合

- (6) お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、またはこれらに類するやむを得ない事由により当社がお客様に解約を申し出た場合
- (7) お客様の当社におけるいずれの口座においても、最終取引日から1年間以上取引がなく、かつ、1年以上継続して残高がない場合
- (8) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

第17条（解約時の取扱い）

- 1. 前条に基づく解約に際しては、当社の定める方法により、保護預り証券及び金銭の返還を行います。
- 2. 保護預り証券のうち原状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。なお、本約款の第16条及び本条において定めない事項に関しては、「証券総合口座取引約款」第22条の規定に従い処理を行います。

第18条（公示催告等の調査等の免除）

当社は、保護預り証券にかかる公示催告の申し立て、除権決定の確定、保護預り株券に係る喪失登録等についての調査及びご通知はしません。

第19条（緊急措置）

法令の定めるところにより保護預り証券の移管を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

第20条（免責事項）

当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- (1) の期日までに名義書換等の手続きにつきご依頼がなかった場合
- (2) お預り当初から保護預り証券について瑕疵またはその原因となる事実があった場合
- (3) 天災地変等の不可抗力により、返還のご請求にかかる保護預り証券のご返還が遅延した場合

第21条（通知の効力）

お客様の届け出による住所又は電子メールアドレス宛てに、当社によりなされた本口座に関する諸通知が、お客様の moomoo アプリを利用するデバイス上の問題、電子メールアドレス設定の異常（着信拒絶設定等）、転居、不在、変更や削除などその他申し込み者の責に帰すべき事由により、延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取り扱うことができるものとします。

第22条（振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意）

有価証券の無券面化を柱とする社債等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。平成21年1月5日において「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「振替法」といいます。）が施行されております。以下同じ。）に基づく振替決済制度において、当社が口座管理機関として取り扱うことのできる有価証券のうち、当社がお客様からお預りしている有価証券であって、あらかじめお客様から同制度への転換に関しご同意いただいたものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設のお申し込みをいただいたものとしてお手続きさせていただきます。この場合におきましては、当該振替決済口座に係るお客様との間の権利義務関係について、別に定めた振替決済口座管理約款の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。

第23条（特例社債等の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意）

社振法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、特例社債、特例地方債、特例投資法人債、特例特定社債、特例特別法人債または特例外債（以下「特例社債等」といいます。）に該当するものについて、社振法に基づく振替制度へ移行するために社振法等に基づきお客様に求められている第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を当社が代って行うこと並びに第3号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- (1) 社振法附則第14条（同法附則第27条から第31条までまたは第36条において準用する場合を含みます。）において定められた振替受入簿の記載または記録に関する機構への申請
- (2) その他社振法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（社振法に基づく振替制度へ移行するために、当社から他社に再寄託する場合の当該再寄託の手続き等を含みます。）
- (3) 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと
- (4) 振替口座簿への記載または記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- (5) 社振法に基づく振替制度に移行した特例社債等については、この約款によらず、社振法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること

第24条（特例投資信託受益権の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意）

社振法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、特例投資信託受益権（既発行の投資信託受益権について社振法の適用を受けるとする旨の投資信託約款の変更が行われたもの）に該当するものについて、社振法に基づく振替制度へ移行するために、次の第1号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- (1) 社振法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載または記録に関する機構への申請、その他社振法に基づく振替制度へ移行するために必要

となる手続き等（受益証券の提出など）を投資信託委託会社が代理して行うこと

- (2) 前号の代理権を受けた投資信託委託会社が、当社に対して、前号に掲げる社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等を行うことを委任すること
- (3) 移行前の一定期間、受益証券の引出しを行うことができないこと
- (4) 振替口座簿への記載または記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- (5) 社振法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、この約款によらず、社振法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること

第25条 （振替法の施行に伴う手続き等に関する同意）

当社は、振替法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、「株券等の保管及び振替に関する法律」（以下「保振法」といいます。平成21年1月5日から廃止されております。以下同じ。）第2条に規定する株券等（振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債券を除きます。以下本条において同じ。）に該当するものについて、次の第1号から第16号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- (1) 振替法の施行日（平成21年1月5日。以下「施行日」といいます。）の前で当社が定める一定日から施行日の前日までの間（以下「制限期間」といいます。）、株券等をお預りしないこと及びお預りした株券等を返還しないこと。なお、制限期間は3ヶ月を超えないものとし、当該期間の開始日は当社ホームページ上に事前に掲示するものとします。
- (2) 施行日以後は、原則としてお預りした株券等を返還しないこと。
- (3) 振替口座簿への記載または記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること。
- (4) 施行日の1ヶ月前の日から施行日の2週間前の日の前日までの間、当社は、当社において保管しているお客様の株券を機

構に預託する場合があること。この場合、当社は、預託した旨をお客様に通知すること。

- (5) 振替法の施行に向けた準備のため、当社は、機構が定める方式に従い、お客様の顧客情報（氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、法定代理人に係る事項、その他機構が定める事項。以下同じ。）を機構に通知すること。
- (6) 当社が前号に基づき機構に通知した顧客情報（生年月日を除きます。）の内容は、機構を通じて、お客様が他の証券会社等に保護預り口座を開設している場合の当該他の証券会社等に通知される場合があること。
- (7) お客様の氏名及び住所等の文字のうち、振替制度で指定されていない漢字等が含まれている場合には、第 5 号の通知の際、その全部または一部を振替制度で指定された文字に変換して通知すること。
- (8) 当社が第 5 号に基づき機構に通知した顧客情報の内容は、機構が定める日以降に、機構を通じた実質株主等の通知等にかかる処理に利用すること。
- (9) 当社は、お客様が有する特例新株予約権付社債（施行日において、保振法に規定する顧客口座簿に記載または記録されていたものに限り、）について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例新株予約権付社債のご提出を受けた場合には、イ及びロに掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びにハからホに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱うこと。
 - ① 機構が定めるところによる振替受入簿の記載または記録に関する機構への申請
 - ② その他振替法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続等
 - ③ 当社は、お客様から移行申請の取次ぎの委託を受けたときは、機構に対し、機構の定めるところにより当該申請を取り次ぐこと。
 - ④ 当社は、施行日前日までに機構に預託された特例新株予約権付社債に係る社債券については、施行日に特例新株予約権付社債の社債券の提出が行われ、お客様より移行申請が

なされたものとみなすこと。

⑤ 特例新株予約権付社債に係る元利払期日の5営業日前の日から元利払期日の前営業日までの期日及び機構が必要と認める日においては、①に掲げる申請を受け付けないこと。

- (10) 当社は、施行日において、機構が定めるところにより、お客様及びお客様の預託投資証券（施行日前日に機構が保管振替機関（保振法第2条第2項に規定する保管振替機関をいいます。以下同じ。）として取扱うものに限り、）に係る投資口の質権者として保振法に規定する顧客口座簿に記載または記録されていた方のために振替決済口座を開設するとともに、当該振替決済口座に、その顧客口座簿に記載または記録されていたお客様または当該質権者に係る事項等を記載または記録すること。
- (11) 当社は、施行日において、機構が定めるところにより、お客様及びお客様の預託優先出資証券（施行日前日に機構が保管振替機関として取扱うものに限り、）に係る優先出資の質権者として保振法に規定する顧客口座簿に記載または記録されていた方のために振替決済口座を開設するとともに、当該振替決済口座に、その顧客口座簿に記載または記録されていたお客様または当該質権者に係る事項等を記載または記録すること。
- (12) 発行者に対する前2号に掲げる振替決済口座の通知等については、機構が定めるところにより、当社が代わって行うこと。
- (13) 施行日前において、保護預り株券（機構で保管しているものを除きます。）を返還する場合があること。
- (14) 施行日前において、お客様へ保護預り株券（機構で保管しているものを除きます。）を返還する場合には、お客様の名義に書換えたうえで返還する場合があること。
- (15) 上記のほか、当社は、振替法の施行に向けた準備のために、必要となる手続きを行うこと。
- (16) 振替法に基づく振替制度に移行した振替株式等については、この約款によらず、振替法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること。

第26条（約款の変更）

この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときには、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネットまたはその他相当の方法により周知します。

第27条（個人情報等の取扱い）

米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②または③に該当する場合及び該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。

- ① 米国における納税義務のある自然人、法人またはその他の組織
- ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人またはその他の組織
- ③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法1471条及び1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

以上

第4章 外国証券取引口座約款

第1節 総則

第1条 (約款の趣旨)

1. この約款は、お客様（以下「申込者」という。）と当社との間で行う外国証券（日本証券業協会または金融商品取引所が規則に定める外国証券をいう。以下同じ。）の取引に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。
2. 申込者は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引（以下「国内委託取引」という。）、外国証券の売買注文を我が国以外の金融商品市場（店頭市場を含む。以下同じ。）に取り次ぐ取引（以下「外国取引」という。）及び外国証券の国内における店頭取引（以下「国内店頭取引」という。）並びに外国証券の当社への保管（当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利（以下「みなし外国証券」という。）である場合には、当該外国証券の口座に記載または記録される数量の管理を含む。以下同じ。）の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引により貸付けを受けた買付代金または売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。

第2条 (外国証券取引口座による処理)

申込者が当社との間で行う外国証券の取引に関しては、売買の執行、売買代金の決済、証券の保管その他外国証券の取引に関する金銭の授受等そのすべてを「外国証券取引口座」（以下「本口座」という。）により処理します。

第3条 (遵守すべき事項)

申込者は、当社との間で行う外国証券の取引に関しては、国内の諸法令並びに当該証券の売買を執行する国内の金融商品取引所（以下「当該取引所」という。）、日本証券業協会及び決済会社

(株式会社証券保管振替機構その他当該取引所が指定する決済機関をいう。以下同じ。)の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に従うとともに、外国証券の発行者(預託証券については、預託証券に係る預託機関をいう。以下同じ。)が所在する国または地域(以下「国等」という。)の諸法令及び慣行等に関し、当社から指導のあったときは、その指導に従うものとします。

第2節 外国証券の国内委託取引

第4条 (外国証券の混合寄託等)

1. 申込者が当社に寄託する外国証券(外国株式等及び外国新株予約権を除く。以下「寄託証券」という。)は、混合寄託契約により寄託するものとします。当社が備える申込者の口座に当該申込者が有する数量が記録または記載される外国株式等及び外国新株予約権(以下「振替証券」という。)については、当社は諸法令並びに決済会社の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に基づき、顧客の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとします。
2. 寄託証券は、当社の名義で決済会社に混合寄託するものとし、寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書き換えます。振替証券は、次項に規定する現地保管機関における当社に係る口座に記載または記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載または記録するものとします。
3. 前項により混合寄託される寄託証券または決済会社の口座に振り替えられる振替証券(以下「寄託証券等」という。)は、当該寄託証券等の発行者が所在する国等または決済会社が適当と認める国等にある保管機関(以下「現地保管機関」という。)において、現地保管機関が所在する国等の諸法令及び慣行並びに現地保管機関の諸規則等に従って保管または管理します。
4. 申込者は、第1項の寄託または記録もしくは記載については、申込者が現地保管機関が所在する国等において外国証券を当

社に寄託した場合を除き、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

第5条（寄託証券に係る共有権等）

1. 当社に外国証券を寄託した申込者は、当該外国証券及び他の申込者が当社に寄託した同一銘柄の外国証券並びに当社が決済会社に寄託し決済会社に混合保管されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得します。現地保管機関における当社に係る口座に外国株式等を記載または記録された申込者は、当該現地保管機関における決済会社の口座に記載または記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該申込者に与えられることとなる権利を取得します。
2. 寄託証券に係る申込者の共有権は、当社が申込者の口座に振替数量を記帳した時に移転します。振替証券に係る申込者の権利は、当社が申込者の口座に振替数量を記載または記録した時に移転します。

第6条（寄託証券等の我が国以外の金融商品市場での売却または交付）

1. 申込者が寄託証券等を我が国以外の金融商品市場において売却する場合または寄託証券等の交付を受けようとする場合は、当社は、当該寄託証券等を現地保管機関から当社または当社の指定する保管機関（以下、「当社の保管機関」という。）に保管替えし、または当社の指定する口座に振り替えた後に、売却しまたは申込者に交付します。
2. 申込者は、前項の交付等については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

第7条（上場廃止の場合の措置）

1. 寄託証券等が当該取引所において上場廃止となる場合は、当社は、当該寄託証券等を上場廃止日以後、現地保管機関から当社または当社の指定する保管機関に保管替えし、または当社の指定する口座に振り替えます。
2. 上場廃止となる寄託証券等について、当社が前項の取り扱いが不可能又は困難であると判断するときは、当社は申込者が権

利を有する当該寄託証券等を申込者の計算で売却することができるものとします。なお、当該売却は原則として当該取引所における最終売買日以前の当社が合理的と判断する日に行うものとし、当社は事前に申込者に対し、当該売却の内容、実施時期等を当社の定める方法により通知するものとします。

3. 当社は、前項の売却に要した実費を申込者に請求することができるものとします。
4. 前項の規定にかかわらず、上場廃止となる寄託証券等について、有価証券としての価値が失われたことを決済会社が確認した場合には、あらかじめ決済会社が定める日までに申込者から返還の請求がない限り、決済会社が定めるところにより当該寄託証券等に係る券面が廃棄されることにつき、申込者の同意があったものとして取り扱います。

第8条（配当等の処理）

1. 寄託証券等に係る配当（外国投資信託受益証券等の収益分配、外国投資証券等の利益の分配及び外国受益証券発行信託の受益証券等の信託財産に係る給付を含む。以下同じ。）、償還金、寄託証券等の実質的または形式的な保有者の行為に基づかずに交付されるその他の金銭（発行者の定款その他の内部規則若しくは取締役会その他の機関の決定、決済会社の規則または外国証券取引口座に関する約款等により、寄託証券等の実質的または形式的な保有者の行為があったものとみなされ、それに基づき交付される金銭を含む。以下同じ。）等の処理は、次の各号に定めるところによります。
 - (1) 金銭配当の場合は、決済会社が受領し、配当金支払取扱銀行を通じ申込者あてに支払います。
 - (2) 株式配当（源泉徴収税（寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられるものを含む。以下同じ。）が課せられる場合の株式分割、無償交付等を含み、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。以下同じ。）の場合は、次の a または b に定める区分に従い、当該 a または b に定めるところにより、取り扱います。

- a 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合決済会社が、寄託証券等について、株式配当に係る株券の振込みを指定し、申込者が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、1株（外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては1口（投資法人債券に類する外国投資証券等にあつては1証券）、カバードワラントにあつては1カバードワラント、外国株預託証券にあつては1証券。以下同じ。）未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないときまたは決済会社が振込みを指定し申込者が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときは、決済会社が当該株式配当に係る株券を売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては受益権事務取扱機関、外国投資証券等にあつては投資口事務取扱機関または投資法人債事務取扱機関、カバードワラントにあつてはカバードワラント事務取扱機関。以下同じ。）を通じ申込者あてに支払います。ただし、申込者が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該株式配当に係る株券または株券の売却代金は受領できないものとします。
- b 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合申込者は源泉徴収税額相当額を支払うものとし、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、1株未満の株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ申込者あてに支払うものとし、
- (3) 配当金以外の金銭が交付される場合は、決済会社が受領し、株式事務取扱機関を通じ申込者あてに支払うものと

します。

- (4) 第 2 号の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社または当社が定めるレートによります。ただし、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとしします。
2. 申込者は、前項第 1 号に定める配当金、同項第 2 号 a 及び b に定める売却代金並びに同項第 3 号に定める金銭（以下「配当金等」という。）の支払方法については、当社の指定する方式で当社に指示するものとしします。
3. 配当金等の支払いは、円貨もしくは現地通貨により行います。（円位未満の端数生じたときは切り捨てます）
4. 前項の支払いにおける外貨と円貨との換算は、配当金支払取扱銀行（第 1 項第 1 号に定める配当金以外の金銭について換算する場合にあっては、株式事務取扱機関。以下この項において同じ。）が配当金等の受領を確認した日に定める対顧客直物電信買相場（当該配当金支払取扱銀行がこれによることが困難と認める場合にあっては、受領を確認した後に、最初に定める対顧客直物電信買相場）によります。ただし、寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令または慣行等により、外貨の国内への送金が不可能もしくは困難である場合には、決済会社が定めるレートによるものとしします。
5. 第 1 項各号に規定する配当等の支払手続において、決済会社が寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令または慣行等により費用を支払った場合の当該費用は、申込者の負担とし、配当金から控除するなどの方法により申込者から徴収します。
6. 配当等に関する調書の作成、提出等については、諸法令の定めるところにより株式事務取扱機関及び決済会社または当社が行います。
7. 決済会社は、第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等の事由により配当金等の支払いを円貨により行うことができない場合は、配当金等の支払いを当該事由が消滅するまで留保することまたは外貨により行うことができるものとしします。この場合において、留保する配当金等には、利息その他の対価をつけないものとしま

す。

8. 当社が過去に取扱いをしていた償還済の外国投資信託受益証券等に関して、当該外国投資信託証券等が投資していた外国証券等の集団訴訟に係る和解金を当社が投資信託委託会社から受領した場合については、当該外国投資信託証券等における償還応答日時点での和解金等の合計受取金額が、償還時の当該外国投資信託証券等を保有していたお客様（以下本項において「償還時受益者」といいます。）に対する支払いに関する弊社の定めた費用相当額を下回る場合又は当該費用相当額を控除した結果償還時受益者にお支払いする金額が1円未満の場合は、償還時受益者へ支払わないものとします。

第9条（新株予約権等その他の権利の処理）

当社において米国株に関して、寄託証券等に係る新株予約権等（新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいう。以下同じ。）については、決済会社が新株予約権等を受領し、当該新株予約権等を売却処分します。但し、当該寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令若しくは慣行等によりまたは市場の状況により、決済会社が当該新株予約権等の全部または一部を売却できないときは、当該全部または一部の新株予約権等はその効力を失います。当社は売却代金について決済会社から受け取り、お客様に支払い後、その通知を行います。

第10条（払込代金等の未払い時の措置）

1. 申込者が、新株予約権等の行使に係る払込代金その他外国証券の権利行使を行うためまたは株式配当を受領するため当社に支払うことを約した代金または源泉徴収税額相当額を、所定の時限までに当社に支払わないときは、当社は、任意に、申込者の当該債務を履行するために、申込者の計算において、当該引受株券の売付契約等を締結することができるものとします。
2. また、上記の場合であって、申込者の証券取引口座に代金または源泉徴収税額相当額を充当する米ドル相当額がある場合は、当社は申込者が所定の期限までに円貨を支払わない場合は、当社は、不足金解消のために、お客様の証券取引口座で

お預かりしている米ドルを使用して、申込者様の計算で、為替取引を行い、代金及び源泉徴収額の対象とすることができます。

第11条（議決権の行使）

寄託証券等、お客様から保管の委託を受け、一括して現地の保管機関（当社では、お客様からお預りしている株式を、本約款の第17条（外国証券の保管、権利及び名義）の規定により、お客さまから保管の委託を受け、一括して現地の保管機関（Futu Clearing Inc.）に当社名義で保管を行っております。従いまして、株主総会、債権者集会、受益権者集会、または所有者集会等における議決権の行使、または異議申立てについては、お客様名義での議決権は発行されないため、株主総会等にご参加していただくことはできません。また、議決権行使については、お客様ご自身で株主総会の議案回号の賛否等の意思表示をいただく場合で、お客様持分において投票が可能な場合は、お客様の指示に従いますが、詳細については当社の別途定めによります。ただし、お客様が指示をされない場合には、当社は議決権の行使、または異議の申立てを取り次ぎません。

第12条（外国株預託証券に係る議決権の行使）

1. 外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会における議決権は、申込者の指示により、当該外国株預託証券の発行者が行使します。ただし、この指示をしない場合は、当該発行者は議決権を行使しません。
2. 前条第2項の規定は、前項の指示について準用するものとします。
3. 第1項の規定にかかわらず、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等の法令により当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、申込者が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該外国株預託証券の発行者を通じて当該外国株券等の発行者に送付する方法により、申込者が行使するものとします。
4. 第1項及び前項の規定にかかわらず、決済会社は、外国株預

託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等の法令により、決済会社を通じて当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合または申込者が当該外国株券等に係る株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができます。

第13条（株主総会の書類等の送付等）

1. 寄託証券等の発行者から交付される当該寄託証券等（外国株預託証券を除く。）または外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の付与等株主（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては受益者、外国投資証券等にあつては投資主または投資法人債権者、外国株預託証券にあつては所有者）の権利または利益に関する諸通知は、株式事務取扱機関が申込者の届け出た住所あてに送付します。
2. 前項の諸通知の送付は、当該取引所が認めた場合には、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告または株式事務取扱機関に備え置く方法に代えることができるものとします。

第3節 外国証券の外国取引及び国内店頭取引並びに募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い

第14条（売買注文の執行地及び執行方法の指示）

申込者の当社に対する売買の種類、売買注文の執行地及び執行方法については、当社の応じ得る範囲内で申込者があらかじめ指示するところにより行います。

第15条（注文の執行及び処理）

申込者の当社に対する売買注文並びに募集及び売出しまたは私募に係る外国証券の取得の申込みについては、次の各号に定め

るところによります。

- (1) 外国取引並びに募集及び売出しまたは私募に係る外国証券の取得の申込みについては、当社において遅滞なく処理されても、時差等の関係から注文発注日時と約定日時とがずれることがあります。
- (2) 当社への注文は、当社が定めた時間内に行うものとします。
- (3) 国内店頭取引については、申込者が希望し、かつ、当社がこれに応じ得る場合に行います。
- (4) 外国証券の最低購入単位は、当社の定めるところとします。
- (5) 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく申込者あてに契約締結時交付書面（取引報告書）等を送付します。なお、書面による交付に代えて金融商品取引法に従い電子情報処理組織を使用する方法により提供することがあります。

第16条（受渡日等）

取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。

- (1) 外国取引については、執行地の売買注文の成立を、当社が確認した日を約定日とします。
- (2) 外国証券の売買に関する受渡期日は、約定日から起算して3営業日目（当社が指定する取引については別途定める日）とします。

第17条（外国証券の保管、権利及び名義）

当社が申込者から保管の委託を受けた外国証券の保管、権利及び名義の取扱いについては、次の各号に定めるところによります。

- (1) 当社は、申込者から保管の委託を受けた外国証券の保管については、当社の保管機関に委任するものとします。
- (2) 前号に規定する保管については、当社の名義で行われるものとします。
- (3) 申込者が有する外国証券（みなし外国証券を除く。）が当社の保管機関に保管された場合には、申込者は、適用される準拠法及び慣行の下で、当社の保管機関における当社の当該外国証券に係る口座に記載または記録された当該外国証券に係

る数量に応じて権利を取得し、当該取得した数量に係る権利の性質に基づき保管されます。

- (4) 前号の規定は、みなし外国証券について準用します。この場合において前号中「外国証券（みなし外国証券を除く。）が当社の保管機関に保管された」とあるのは「みなし外国証券に係る数量が当社の保管機関における当社の口座に記載または記録された」と、「当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」とあるのは「当該みなし外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」と読み替えるものとします。
- (5) 第 3 号の場合において、申込者は、適用される準拠法の下で、当該外国証券に係る証券または証書について、権利を取得するものとします。
- (6) 申込者が有する外国証券に係る権利は、当社が本口座に振替数量を記載または記録した時に、当該振替数量に応じて移転が行われるものとします。
- (7) 申込者が権利を有する外国証券につき名義人を登録する必要がある場合は、その名義人は当社の保管機関または当該保管機関の指定する者とします。
- (8) 申込者が権利を有する外国証券につき、売却、保管替えまたは返還を必要とするときは所定の手続を経て処理します。ただし、申込者は、現地の諸法令等により券面が返還されない外国証券の国内における返還は請求しないものとします。
- (9) 申込者が権利を有する外国証券につき、当該外国証券または当社若しくは当社の保管機関に適用される準拠法または制度が変更される場合等で、申込者にも当該準拠法または制度によって負担が生じ、その結果として当社が当該外国証券の取扱いを継続することが不可能または困難であると判断するときは、当社は当該外国証券を前号の定めに従って処理します。ただし、当社は事前に申込者に対し、当該処理の内容、実施時期等を当社の定める方法により通知するものとします。
- (10) 申込者は、前号の保管替え及び返還については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。
- (11) 申込者が権利を有する外国証券につき、有価証券としての価値が失われたことにより、当社の保管機関において、現地の諸法令等に基づき残高の抹消が行われた場合には、本口座の

当該抹消に係る残高を抹消するとともに、申込者が特に要請した場合を除き、当該外国証券に係る券面は廃棄されたものとして取り扱います。

第18条（選別基準に適合しなくなった場合の処理）

1. 外国投資信託証券が日本証券業協会の定める選別基準に適合しなくなった場合には、当社は当該外国投資信託証券の販売を中止します。この場合においても、申込者の希望により、当社は申込者が購入した当該外国投資信託証券の売却の取次ぎ、またはその解約の取次ぎに応じます。
2. 外国証券が、当社が売買注文を取り次ぐ我が国以外の金融商品市場において上場廃止となる場合、当社は申込者が権利を有する当該外国証券を申込者の計算で売却することができるものとし、なお、当該売却は原則として当該我が国以外の金融商品市場における最終売買日以前の当社が合理的と判断する日に行うものとし、当社は事前に申込者に対し、当該売却の内容、実施時期等を当社の定める方法により通知するものとし、
3. 当社は、前項の売却に要した実費を申込者に請求することができるものとし、

第19条（外国証券に関する権利の処理）

1. 当社の保管機関に保管された外国証券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。
 - (1) 当該保管機関に保管された外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実並びに償還金は、当社が代わって受領し、申込者あてに支払います。この場合、支払手続において、当社が当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令または慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用は申込者の負担とし当該果実または償還金から控除するなどの方法により申込者から徴収します。
 - (2) 外国証券に関し、新株予約権等が付与される場合は、原則として売却処分のうえ、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。ただし、当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令もしくは慣行等によりまたは市場の

状況により、当社が当該新株予約権等の全部または一部を売却できないときは、当該全部または一部の新株予約権等はその効力を失います。

- (3) 株式配当、株式分割、株式無償割当、減資、合併または株式交換等により割り当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理します。ただし、我が国以外の金融商品市場における売買単位未満の株式は、申込者が特に要請した場合を除きすべて売却処分のうえ、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
 - (4) 前号の規定により割り当てられる株式に源泉徴収税が課せられる場合には、当該規定にかかわらず、申込者が特に要請した場合を除きすべて売却処分のうえ、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
 - (5) 外国証券に関し、前4号以外の権利が付与される場合は、申込者が特に要請した場合を除きすべて売却処分のうえ、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
 - (6) 株主総会、債権者集会、受益権者集会または所有者集会等における議決権の行使または異議申立てについては第11条に従います。
 - (7) 第1号に定める果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率または免税の適用、還付その他の手続については、当社が代わってこれを行うことがあります。
2. 第1項各号の配当金及び売却代金等（以下、本条において「配当金等」といいます。の支払いは、当社の定める通貨により行います。ただし円未満の端数の額については、支払いません。

第20条（諸通知）

1. 当社は、保管の委託を受けた外国証券につき、申込者に次の通知を行います。ただし、当社の保管機関または発行者から通知が到達していない場合、当社が了知した時点で当該事実に関する申込期日を経過していた場合、通知が到達しているものの申込者の残高に変更がない等影響が軽微である場合、その他やむを得ない事由により、当社が通知不要と判断した

ものを除きます。

- (1) 募集株式の発行、株式分割または併合等株主または受益者及び所有者の地位に重大な変化を及ぼす事実の通知
 - (2) 配当金、利子、収益分配金及び償還金などの通知
 - (3) 合併その他重要な株主総会議案に関する通知
2. 前項の通知のほか、当社または外国投資信託証券の発行者は、保管の委託を受けた外国投資信託証券についての決算に関する報告書その他の書類を送付（電子的手段を含む）、または当社の moomoo アプリ上、またはホームページ上に掲示いたします。ただし、外国投資証券に係る決算に関する報告書その他の書類については、特にその内容について時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載が行われた場合は、申込者の希望した場合を除いて当社は送付または当社の moomoo アプリ、ホームページ上に掲示いたしません。
3. 前 2 項の通知は、moomoo アプリ上で、またはホームページ上掲載した上で、掲載した旨を申込者へ通知（moomoo アプリのプッシュ通知及び／又は電子メールによります）することで行うことができるものとします。

第21条（発行者からの諸通知等）

1. 発行者から交付される通知書及び資料等は、当社においてその到達した日から 3 年間（海外 CD 及び海外 CP については 1 年間）保管し、閲覧に供します。ただし、申込者が送付を希望した場合は、申込者に送付します。
2. 前項ただし書により、申込者あての通知書及び資料等の送付に要した実費は外国投資信託証券に係るものを除き、その都度申込者が当社に支払うものとします。

第22条（諸料金等）

1. 取引の執行に関する料金及び支払期日等は次の各号に定めるところによります。
 - (1) 外国証券の外国取引については、我が国以外の金融商品市場における売買手数料及び公租公課その他の賦課金並びに所定の取次手数料を第 14 条第 2 号に定める受渡期日までに申込者が当社に支払うものとします。

- (2) 外国投資信託証券の募集及び売出しまたは私募に係る取得の申込みについては、ファンド所定の手数料及び注文の取次地所定の公租公課その他の賦課金を目論見書等に記載された支払期日までに申込者が当社に支払うものとしします。
2. 申込者の指示による特別の扱いについては、当社の要した実費をその都度申込者が当社に支払うものとしします。
3. 前 2 項に関わる数料のほか、当社は、別途当社からお客様に交付する「契約締結前交付書面集」、又はその他の方法によりお客様にお知らせした内容による諸費用をいただくことがあります。

第23条（外貨の受払い等）

外国証券の取引に係る外貨の授受は、原則として、申込者が自己名義で開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行います。

第24条（金銭の授受）

1. 本章に規定する外国証券の取引等に関して行う当社と申込者との間における金銭の授受は、円貨または外貨（当社が応じ得る範囲内で申込者が指定する外貨に限る。）によります。この場合において、外貨と円貨との換算は、換算日における当社が定めるレートによります。
2. 前項の換算日は、売買代金については約定日（当社が指定する取引については別途定める日）、第 19 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに定める処理に係る決済については当社がその全額を受領を確認した日とします。

第 4 節 外国株式信用取引の特例（外国株式信用取引の処理）

第25条（外国株式信用取引の処理）

第 2 条の規定にかかわらず、申込者が当社との間で行う外国株式信用取引に関しては、当社から貸付けを受けた金銭及び有価証券、委託保証金、外国株式信用取引の委託保証金の代用有価証券として差し入れた有価証券、売買の執行、売買代金の決済、証券の保管その他外国株式信用取引に関する金銭の授受等その

すべてを「外国株式信用取引口座」により処理します。また、前条までの規定のうち、「本口座」とあるのは、外国株式信用取引に関する事項については、「外国株式信用取引口座」と読み替えて適用します。

第26条 （外国株式信用取引の遵守すべき事項）

1. 「外国株式信用取引口座」を開設しようとする申込者は、当社が定める様式による「外国株式信用取引口座設定約諾書」に所定事項を記載し、当社に差し入れるものとします。
2. 第3条の規定にかかわらず、申込者は、当社との間で行う外国株式信用取引に関しては、国内の諸法令、当該証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場及び日本証券業協会の定める諸規則、決定事項並びに慣行中、外国株式信用取引の条件に関連する条項及び外国株式信用取引口座設定約諾書に従うとともに、外国証券の発行者が所在する国等の諸法令及び慣行等に関し、当社から指導のあったときは、その指導に従うものとします。

第27条 （外国株式信用取引に係る配当等の処理）

第19条第1項第1号の規定にかかわらず、外国株式信用取引に係る配当金等の処理については、外国株式信用取引を行っている銘柄につき剰余金の配当（配当財産が金銭であるものに限り、投資信託及び外国投資信託の受益証券の収益分配並びに投資証券及び外国投資証券の金銭の分配を含む。）その他の金銭の交付（以下「配当等」という。）が行われた場合は、以下の取扱いを行います。

- (1) 当該銘柄の発行者の配当受領株主確定日現在に外国株式信用取引に係る金銭の貸付けを受けている場合は、当該銘柄に係る株主（優先出資者、受益者、投資主、投資法人債権者及び預託証券の所有者を含む。以下同じ。）に交付される配当等の金額から配当所得等に対する源泉徴収税額（税法上配当収入とみなされる金額に対する源泉徴収税額を含む。）相当分を控除した額の金銭を支払うものとします。
- (2) 当該銘柄の発行者の配当受領株主確定日現在に外国株式信用取引に係る有価証券の貸付けを受けている場合は、当該銘柄

に係る株主に交付される 配当等の金額を徴収するものとします。

- (3) 外国株式信用取引の委託保証金の代用有価証券として差し入れた外国株券等（以下「委託保証金代用有価証券」という。）のうち、寄託証券等に係る配当等については、第7条の規定を準用するものとします。
- (4) 委託保証金代用有価証券のうち前号に定める有価証券以外の有価証券に係る配当等については第19条第1項第1号、第3号及び第4号の規定を準用するものとします。
- (5) 外国株式信用取引の委託保証金の代用有価証券として差し入れた有価証券のうち前2号に定める有価証券以外の有価証券に係る配当等については、当社の定める方法により処理することとします。

第28条（代用有価証券に係る議決権の行使）

1. 委託保証金代用有価証券のうち、寄託証券等に係る株主総会における議決権については、第11条または第12条の規定を準用するものとします。なお、申込者は、当社が外国株式信用取引として貸し付けた金銭で申込者が買い付けた有価証券の議決権を有しないものとします。
2. 委託保証金代用有価証券のうち前項に定める有価証券以外の外国株券等に係る株主総会における議決権については、第19条第6号の規定を準用するものとします。
3. 外国株式信用取引の委託保証金の代用有価証券として差し入れた有価証券のうち前2項に定める有価証券以外の有価証券に係る株主総会における議決権については、当社の定める方法により処理することとします。

第29条（代用有価証券に係る株主総会の書類等の送付等）

1. 委託保証金代用有価証券のうち、寄託証券等の発行者から交付される当該寄託証券等（外国株預託証券を除く。）又は外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の付与等株主（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等）にあっては受益者、外国投資証券等にあつ

ては投資主又は投資法人債権者、外国株預託証券にあっては所有者)の権利又は利益に関する諸通知については、第13条の規定を準用するものとします。

2. 委託保証金代用有価証券のうち、前項に定める有価証券以外の外国株券等の発行者から交付される当該外国株券等に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の付与等株主(外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等)にあっては受益者、外国投資証券等にあっては投資主又は投資法人債権者)の権利又は利益に関する諸通知については、第21条の規定を準用するものとします。
3. 外国株式信用取引の委託保証金の代用有価証券として差し入れた有価証券のうち前2項に定める有価証券以外の有価証券に係る第20条第1項各号又は第2項に規定する諸通知については、当社の定める方法により通知することとします。

第30条 (外国株式信用取引の売買注文の執行地及び執行方法の指示)

第14条の規定にかかわらず、申込者の当社に対する外国株式信用取引に係る売買注文の執行地及び執行方法については、当社が指定する方法により行うものとします。

第31条 (外国株式信用取引の注文の執行及び処理)

第15条の規定にかかわらず、外国株式信用取引の売買注文は、次の各号に定めるところによります。

- (1) 当社への注文は、当社が定めた時間内に行うものとします。
- (2) 外国証券の最低購入単位は、当社の定めるところとします。
- (3) 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく申込者あてに契約締結時交付書面等を送付します。

第32条 (外国株式信用取引に係る受渡日等)

1. 外国株式信用取引に係る取引成立後の受渡し等の処理については、第16条の規定を準用するものとします。
2. 外国株式信用取引に係る委託保証金及び外国株式信用取引の委託保証金の代用有価証券として差し入れる有価証券の受渡

しは、当社が定めた期間内に行うものとします。

第33条（外国株式信用取引に係る権利の処理）

1. 委託保証金代用有価証券のうち寄託証券等の権利の処理については、第8条及び第9条の規定を準用するものとします。
2. 委託保証金代用有価証券のうち前項に定める有価証券以外の有価証券の権利の処理については、第19条の規定を準用するものとします。
3. 外国株式信用取引における買付有価証券及び当社から貸付けを受けた有価証券につき、剰余金の配当又は株式分割による株式を受ける権利の付与等が行われた場合における当該権利の処理については、当社の定める方法により処理することとします。

第34条（外国有価証券等の第三者担保提供に関する同意）

当社は、お客様の計算において当社が占有する有価証券又はお客様から預託を受けた有価証券を担保に供する場合又は他人に貸し付ける場合があり、当該場合、当社は、内閣府令で定めるところにより、お客様から当社方法による同意を得ることとします。

第35条（諸通知）

当社は、外国株式信用取引の残高のある有価証券につき、申込者に次の通知を行います。

- (1) 募集株式の発行、株式分割又は併合等株主又は受益者及び所有者の地位に重大な変化を及ぼす事実の通知
- (2) 配当金、利子、収益分配金及び償還金などの通知
- (3) 合併その他重要な株主総会議案に関する通知

第36条（発行者からの諸通知等）

1. 外国株式信用取引の残高のある有価証券の発行者から交付される通知書及び資料等は、当社においてその到達した日から3年間保管し、閲覧に供します。ただし、申込者が送付を希望した場合は、申込者に送付します。
2. 前項ただし書により、申込者あての通知書及び資料等の送付

に要した実費は、その都度申込者が当社に支払うものとします。

第37条（外国株式信用取引に係る諸料金等）

外国株式信用取引に関する借入金に対する利子及び借入有価証券に対する貸借料その他の料金を第16条第2号に定める受渡期日までに申込者が当社に支払うものとし、その場合の外貨の受払い及び金銭の授受等については、第23条及び第24条の規定に従うものとします。

第38条（外国株式信用取引に係る取引残高報告書の交付）

申込者は、外国株式信用取引の残高のある有価証券について、当社が発行する取引残高報告書の交付を第39条の規定に準じて定期的に受けるものとします。

第39条（外国株式信用取引に係る口座管理料）

申込者は、この約款に定める諸手続の費用として、当社の定めるところにより、外国株式信用取引口座に係る口座管理料を当社に支払うものとします。

第4節 雑 則

第40条（取引残高報告書の交付）

1. 申込者は、当社に保管の委託をした外国証券について、当社が発行する取引残高報告書の交付を定期的に受けるものとします。ただし、申込者が請求した場合には、取引に係る受渡決済後遅滞なく交付を受ける方法に代えるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、申込者は、当社が申込者に対して契約締結時交付書面（取引報告書）を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。
3. 当社は、当社が申込者に対して取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付することとする場合であっても、法令に定める記載事項については、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付する方法に代えて、定期的に取引

残高報告書を交付することがあります。

4. 前 3 項の報告書については書面による交付に代えて金融商品取引法に従い電子情報処理組織を使用する方法により提供されることがあります。

第41条（共通番号の届け出）

申込者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、申込者の共通番号を当社に届け出るものとします。その際、当社は、番号法その他の関係法令の規定に従い、申込者の本人確認を行うものとします。

第42条（届け出事項）

申込者は、住所、氏名及び共通番号等を当社所定の方法により当社に届け出るものとします。

第43条（届け出事項の変更）

1. 申込者は、当社に届け出た住所、氏名、共通番号等に変更があったとき、速やかにその旨を当社所定の手続により当社に届け出るものとします。
2. 前項の届け出があったときは、当社はお客様より戸籍抄本、その他当社が必要と認める書類等を提出していただくことがあります。

第44条（届け出がない場合等の免責）

前条の規定による届け出がないか、または届け出が遅延したことにより、申込者に損害が生じた場合には、当社は免責されるものとします。

第45条（通知の効力）

申込者あて、当社によりなされた本口座に関する諸通知が、転

居、不在その他申込者の責に帰すべき事由により、延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したのものとして取り扱うことができるものとします。

第46条（口座管理料）

1. 当社は、外国証券取引口座に関して、お客様から口座管理料徴収する場合は、事前に当社所定の方法によりお客様にお知らせすることとします。
2. 当社は、前項の場合、売却代金等の預りがあるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、お預り証券の返還のご請求のほか、当社サービスのご利用を制限する場合があります。
3. 当社は、お客様の取引状況や形態によっては、口座管理料を免除することができます。
4. 口座管理料は、経済情勢その他の事情により改定することがあります。

第47条（契約の解除）

1. 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。
 - (1) 理由の如何を問わず、お客様の当社においての証券総合口座が廃止された場合
 - (2) 申込者が当社に対し解約の申出をしたとき
 - (3) 申込者がこの約款の条項に違反し、当社がこの契約の解除を通告したとき
 - (4) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
 - (5) お客様またはお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらに準ずる者等反社会的勢力であると判明し、当社が解約を申し出た場合
 - (6) お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、またはこれらに類するやむを得ない事由により当社がお客様に解約を申し出

た場合

(7) 前各号のほか、契約を解除することが適当と認められる事由として当社が定める事由に該当したとき、または、やむを得ない事由により当社が申込者に対し解約の申出をしたとき

2. 前項に基づく契約の解除に際しては、当社の定める方法により、保管する外国証券及び金銭の返還を行うものとします。なお、保管する外国証券のうち原状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、申込者の指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行うものとします。なお、前条及び本条に定めない事項に関しては、「証券総合口座取引約款」第22条の定めに従い処理を行います。

第48条（免責事項）

次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。

- (1) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は保管の手續等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害
- (2) 電信又は郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害
- (3) 「証券総合口座取引約款」第24条に定められた諸事情、又は「インターネット取引取扱規程」第18条に定められた諸事情が発生した場合

第49条（準拠法及び合意管轄）

1. 外国証券の取引に関する申込者と当社との間の権利義務についての準拠法は、日本法とします。ただし、申込者が特に要請し、かつ、当社がこれに応じた場合には、その要請のあった国の法律とします。
2. 申込者と当社との間の外国証券の取引に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定することができるものとします。

第50条（個人データ等の第三者提供に関する同意）

1. 申込者は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該申込者の個人データ（住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量その他当該場合に依じて必要な範囲に限る。）が提供されることがあることに同意するものとし、
 - (1) 外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率または免税の適用、還付その他の手続を行う場合当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関またはこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者
 - (2) 預託証券に表示される権利に係る外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率または免税の適用、還付その他の手続を行う場合当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関、当該預託証券の発行者もしくは保管機関またはこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者
 - (3) 外国証券または預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者が、有価証券報告書その他の国内または我が国以外の法令または金融商品取引所等の定める規則（以下「法令等」という。）に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使もしくは義務の履行、実質株主向け情報の提供または広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合当該外国証券の発行者もしくは保管機関または当該預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者もしくは保管機関
 - (4) 外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場の監督当局（当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含む。以下この号において同じ。）が、マネー・ローンダリング、証券取引に係る犯則事件または当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等に基づく調査を行う場合、当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者または保管機関
2. 申込者は、米国政府及び日本政府からの要請により、当社が申込者について、外国口座税務コンプライアンス法（以下

「FATCA」という。) 上の報告対象として、次の各号のいずれかに該当する場合及び該当する可能性があるとして判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、申込者の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）が米国税務当局へ提供されることがあることに同意するものとします。なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト

(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf) に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン 8 原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。

- (1) 米国における納税義務のある自然人、法人またはその他の組織
- (2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国人またはその他の組織
- (3) FATCA の枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除く。）

第51条（約款の変更）

この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときには、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに第 20 条 3 項の方法により、またはその他相当の方法により周知します。

以上

第5章 株式等振替決済口座管理約款

第1条（この約款の趣旨）

この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う振替株式等（株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の「株式等の振替に関する業務規程」に定める「振替株式等」をいいます。以下同じ。）に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。なお、一部内容に関しましては、本約款に記載されているにも関わらず、本約款の有効期間中、当社が実際に提供していないサービスに関する内容も含まれている場合がございます。お客様はあらかじめ、本約款が、当社がお客様に実際にサービスを提供する部分において適用されることをご了承ください。また、本約款の条文に記載されている「お客様からの振替申請（お申出）」及び「処理」は、これらの申請又は処理を行う時点において、当社が該当サービスを提供し、かつ、当社が承諾した場合に限り、当社所定の手続きにより行うことができます。

第2条（振替決済口座）

1. 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。
2. 振替決済口座には、振替法に基づき内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振替株式等の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権欄」といいます。）と、それ以外の振替株式等の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有欄」といいます。）とを別に設けて開設します。
3. 当社は、お客様が振替株式等についての権利を有するもの限り振替決済口座に記載又は記録いたします。
4. 当社は、機構において取り扱う振替株式等のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。当社は、お客様から振替株式等についての取扱いについて、お問い合わせがあった場合には、お客様についてその取扱いの可否を通知します。

第3条 （振替決済口座の開設）

1. 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の方法によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定、及び当社の「証券総合口座取引約款」に従い本人確認を行わせていただきます。
2. 当社は、お客様から振替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。
3. 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、当社の「証券総合口座取引約款」、振替法その他の関係法令及び機構の株式等の振替に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。
4. 当社は、以下の事由に該当する場合には、いかなる理由があっても第2項の承諾をしないものとします。なお、以下の事由に該当しない場合であっても、当社は承諾をしないことがあります。
 - (1) お客様またはお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力
 - (2) 集団またはこれらに準ずる者等反社会的勢力であることが判明した場合
 - (3) お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、またはこれらに類するやむを得ない事由があった場合

第4条 （共通番号の届け出）

お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号

の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届け出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

第5条（契約期間等）

1. この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する12月末日までとします。
2. この契約は、お客様又は当社からお申出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

第6条（当社への届け出事項）

1. 第3条の申込を行う際に提出された氏名、住所、生年月日、及び第4条による共通番号等をもって、お届け出の氏名、住所、生年月日、通番号等とします。
2. お客様が、法律により株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等（以下「外国人等」といいます。）である場合には、前項の申込を提出していただく際、その旨をお届け出いただきます。この場合、「在留カード」等の書類をご提出願うことがあります。

第7条（加入者情報の取扱いに関する同意）

当社は、原則として、振替決済口座に振替株式等に係る記載又は記録がされた場合には、お客様の加入者情報（氏名、住所、生年月日、その他機構が定める事項。以下同じ。）について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取り扱い、機構に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第8条（加入者情報の他の口座管理機関への通知の同意）

当社が前条に基づき機構に通知した加入者情報（生年月日を除きます。）の内容は、機構を通じて、お客様が他の口座管理機関に振替決済口座を開設している場合の当該他の口座管理機関に対して通知される場合があることにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第9条（共通番号情報の取扱いに関する同意）

当社は、お客様の共通番号情報（氏名、住所、共通番号）について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取り扱い、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第10条（発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届け出）

1. 当社は、お客様が、発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届け出を行うときは、当社にその取次ぎを委託することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。
2. 前項の発行者に対する届け出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権については、次の各号に定める通知等のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。
 - (1) 総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知又は総受益者通知（以下第26条において「総株主通知等」といいます。）
 - (2) 個別株主通知、個別投資主通知又は個別優先出資者通知
 - (3) 株主総会資料、投資主総会資料又は優先出資者総会資料の書面交付請求（第22条第2項に規定する書面交付請求をいいます。）

第11条（発行者に対する振替決済口座の所在の通知）

当社は、振替株式の発行者が会社法第198条第1項に規定する公告をした場合であって、当該発行者が情報提供請求を行うに際し、お客様が同法第198条第1項に規定する株主又は登録株式質権者である旨を機構に通知したときは、機構がお客様の振替決済口座の所在に関する事項を当該発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第12条（振替制度で指定されていない文字の取扱い）

お客様が当社に対して届け出を行った氏名又は住所のうちに振替制度で指定されていない文字がある場合には、当社が振替制度で指定された文字に変換することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第13条（振替の申請）

1. お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振替株式等について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、当社が別途定める取扱い範囲内において、振替の申請をすることができます。
 - (1) 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
 - (2) 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの
 - (3) 機構の定める振替制限日を振替日とするもの
2. お客様が振替の申請を行うに当たっては、当社が別に定める日までに、次に掲げる事項を当社所定の届け出方法でご提出ください。
 - (1) 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき振替株式等の銘柄及び数量
 - (2) お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有欄か質権欄かの別
 - (3) 前号の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき

振替株式等についての株主、新株予約権付社債権者、新株予約権者、投資主、新投資口予約権者、優先出資者又は受益者(以下本条において「株主等」といいます。)の氏名及び住所並びに第1号の数量のうち当該株主等ごとの数量

(4) 特別株主、特別投資主、特別優先出資者若しくは特別受益者(以下本条において「特別株主等」といいます。)の氏名及び住所並びに第1号の数量のうち当該特別株主等ごとの数量

(5) 振替先口座

(6) 振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有欄か質権欄かの別

(7) 前号の口座において増加の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、振替数量のうち株主等ごとの数量並びに当該株主等の氏名又は名称及び住所並びに株主が、機構が定める外国人保有制限銘柄の直接外国人であること等

(8) 振替を行う日

3. 前項第1号の数量のうち振替上場投資信託受益権の数量にあつては、その振替上場投資信託受益権の1口の整数倍となるよう提示しなければなりません。
4. 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第5号の提示は必要ありません。また、同項第6号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
5. 当社に振替株式等の買取りを請求される場合、前各項の手続きを待たずに振替株式等の振替の申請があったものとして取り扱います。
6. 第2項の振替の申請(振替先欄が保有欄であるものに限ります。)を行うお客様は、振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権を同項第5号の振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲り渡す場合には、当社に対し、当該振替の申請に際して当該振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権の株主、投資主、優先出資者若しくは受益者の氏名及び住所を示し、当該事項を当該振替先口座を開設する口座管理機関に通知することを請求することができます。

第14条（他の口座管理機関への振替）

1. 当社は、お客様からお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。
2. 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申し込みください。

第15条（担保の設定）

お客様の振替株式等について、担保を設定される場合は、当社所定の手続きにより振替を行います。

第16条（登録質権者となるべき旨のお申出）

お客様が質権者である場合には、お客様の振替決済口座の質権欄に記載又は記録されている質権の目的である振替株式、振替投資口又は振替優先出資について、当社に対し、登録株式質権者、登録投資口質権者又は登録優先出資質権者となるべき旨のお申出をすることができます。

第17条（担保株式等の取扱い）

1. お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載又は記録がされている担保の目的で譲り受けた振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、当社に対し、特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出又は特別受益者の申出をすることができます。
2. お客様は、振替の申請における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、機構に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載又は記録がされた担保株式、担保投資口、担保優先出資、担保新株予約権付社債、担保新株予約権、担保新投資口予約権、担保上場投資信託受益権及び担保受益権又は株式買取請求に係る振替株式、投資口買取請求に係る振替投資口、新株予約権付社債買取請求に係る振替新株予約権付社債、新株予約権買取請求に係る振替新株予約権及び新投資口予約権買取請求に係る振替新投資口予約権（以下「担保

株式等」といいます。)の届け出をしようとするときは、当社に対し、担保株式等の届け出の取次ぎの請求をしていただきます。

3. お客様は、担保株式等の届け出の記録における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、当該記録に係る担保株式等についての担保解除等により当該記録における振替先口座に当該担保株式等の数量についての記載又は記録がなくなったり、又は当該記録に係る株式買取請求に係る振替株式、投資口買取請求に係る振替投資口、新株予約権付社債買取請求に係る振替新株予約権付社債、新株予約権買取請求に係る振替新株予約権若しくは新投資口予約権買取請求に係る振替新投資口予約権についてその買取りの効力が生じたとき若しくはその買取請求の撤回の承諾後に当該記録における振替先口座に当該振替株式、当該振替投資口、当該振替新株予約権付社債、当該振替新株予約権若しくは当該振替新投資口予約権の数についての記載若しくは記録がなくなったりしたときは、当社に対し、遅滞なく、機構に対する担保株式等の届け出の記録の解除の届け出の取次ぎの請求をしていただきます。

第18条（担保設定者となるべき旨のお申出）

1. お客様が質権設定者になろうとする場合で、質権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、質権者となる者の振替決済口座の質権欄に記載又は記録されている質権の目的である振替株式等（登録質の場合は振替株式、振替投資口又は振替優先出資）について、当社に対し、振替株式等の質権設定者（登録質の場合は登録株式質権設定者、登録投資口質権設定者又は登録優先出資質権設定者）となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。
2. お客様が特別株主、特別投資主、特別優先出資者又は特別受益者になろうとする場合で、担保権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、担保権者となる者の振替決済口座の保有欄に記載又は記録されている担保の目的である振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、当社に対し、特別株主、特別投資主、

特別優先出資者又は特別受益者となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。

第19条（権利確定日におけるフェイル時の株券等貸借取引に係る特約）

1. 当社が、お客様による権利確定日（権利確定日が休業日である場合にはその前営業日をいいます。以下本条において同じ。）を受渡日とする上場株券等（取引所金融商品市場に上場されている株券、優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券又は受益証券発行信託の受益証券をいいます。以下本条において同じ。）の買付けに関し、当社所定の決済時限までに渡方金融商品取引業者又は渡方登録金融機関から当社に対し当該買い付けた上場株券等の引渡しが行われないこと（以下「フェイル」といいます。）を確認した場合について、当該権利確定日に係るお客様の株主等（株主、優先出資者、受益権者又は投資主をいいます。以下本条において同じ。）としての権利を保全するため、お客様は当社との間で次の各号に定める事項について同意するものとします。
 - (1) 当社が、お客様から当該権利確定日において当社に対し、当該上場株券等の借入れの申込みがあったものとする
 - (2) 前号のお客様からの申込みに対し、当社は、お客様の株主等としての権利を保全するために可能な範囲で承諾すること（需給状況等により、当社はお客様からの当該上場株券等の借入れの申込みを承諾しない場合があります。）及び本件貸借取引（前号のお客様からの申込みに対し、本号により成立した貸借取引をいいます。次号において同じ。）に関しては個別の株券等貸借取引契約を締結することなく本特約の定めに従い処理されること
 - (3) 本件貸借取引の貸借期間は、当該権利確定日からその翌営業日までの間とし、お客様の貸借料は無償とすること
 - (4) 当社は、日本証券金融株式会社からフェイルとなった上場株券等と同種、同量の上場株券等を借り入れ、当該権利確定日からその翌営業日までの間、お客様に貸し出すこと
 - (5) お客様は、当社が貸し出した上場株券等を担保として当社

に提供すること及び当社がお客様から担保として受け入れた上場株券等を前号記載の当社による借入の担保として日本証券金融株式会社に差し入れること

- (6) 権利確定日の翌営業日に、当社はお客様から担保として提供を受けた上場株券等を返還し、お客様は当社から借り入れた当該上場株券等を当社に返済すること
- (7) 第4号及び第5号に掲げる上場株券等の貸出しと担保としての提供は同時に行われるものとし、お客様、当社及び日本証券金融株式会社の振替決済口座の振替により行うこと。また、前号の担保として提供を受けた上場株券等の返還と借り入れた上場株券等の返済は、担保として提供を受けた上場株券等をもって借り入れた上場株券等の返済に充当することにより行うこととし、これにより担保の目的物である上場株券等の返還債務と借入れの目的物である上場株券等の返済債務が全て履行されたものとみなし、当社がお客様から担保として提供を受けた上場株券等の担保権は合意解除すること

2. 次の各号に掲げる事由がお客様又は当社のいずれか一方に発生したことにより、当社がお客様から担保として提供を受けた上場株券等を当社が返還することができなくなった場合又は当社がお客様に貸し出した上場株券等をお客様が返済できなくなった場合、当社がお客様から提供を受けた上場株券等に係る返還請求権と当社がお客様に貸し出した株券等貸借取引の貸出しに係る返済請求権とを相殺するものとします。

- (1) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき
- (2) 解散の決議を行いその他解散の効力が生じたとき
- (3) 租税公課の滞納により差押えを受けたとき
- (4) 支払を停止したとき
- (5) 本特約上相手方に対して有する上場株券等の返還請求権若しくは返済請求権に対して保全差押え又は差押えの命令、通知が發送されたとき、又は当該返還請求権若しくは返済請求権の譲渡又は質権設定の通知が發送されたとき
- (6) 手形交換所又は電子記録債権法第2条第2項に規定する電

- 子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
- (7) 自己の責めに帰すべき事由によりその所在が不明となったとき
- (8) 書面により、本特約上相手方に対して負う債務の存在を一部でも否認し、又は支払能力がないことを認めたとき
3. 第1項及び第2項に基づく双方の一切の権利は、相手方の同意を得た場合を除き、第三者に譲渡又は質入れすることはできません。
4. お客様から担保として提供を受けた上場株券等について、当社及び当社が当該上場株券等を担保提供した日本証券金融株式会社は、機構の定めるところにより、お客様を権利確定日における株主等として確定するための手続きを行います。
5. お客様が当社との間で本件特約とは別に「株券等貸借取引に関する基本契約書」を締結している場合でも、第1項から第4項、第6項及び第7項の取扱いが優先して適用されます。ただし、これらの取扱いを希望されない場合には、お客様は、いつでもその旨を当社に申し出ることができます。
6. 第1項に基づき、当社がお客様に対しフェイルとなった上場株券等を貸し出した合には、当社は、約定日、銘柄名、貸出数量及び貸出期間に加えお客様名及び当社名を記載した書面（お客様から担保として提供された上場株券等について、第1項第5号に基づき日本証券金融株式会社に対し当社が担保として提供した上場株券等の種類、銘柄及び株式数を記載した書面を含みます。以下「貸出報告書」といいます。）を交付いたします。（電磁的方法により通知する場合：第1項に基づき、当社がお客様に対しフェイルとなった上場株券等を貸し出した場合には、当社は、約定日、銘柄名、貸出数量及び貸出期間について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供いたします。）
7. 前項にかかわらず、お客様と当社は、お客様から特段の申し出がない限り、貸出報告書の交付を行わないことに合意するものとします。

第20条（振替先口座等の照会）

1. 当社は、お客様から振替の申請を受けたときは、機構に対し、お客様からの振替の申請において示された振替先口座に係る加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。
2. お客様が振替株式等の質入れ、担保差入れ又は株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求若しくは新投資口予約権買取請求のために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客様から同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。
3. お客様が当社に対する振替株式等の質入れ、担保差入れ又は株式買取請求、投資買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求若しくは新投資口予約権買取請求のために振替の申請をしようとする場合であって、当社がお客様から同意を得ているときは、当社は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。

第21条（振替新株予約権付社債の元利金請求の取扱い）

1. お客様は、その振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債について、当社に対し、元利金の支払いの請求を委任するものとします。
2. お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債の元利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領したうえ、当社がお客様に代わって支払代理人からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。

第22条（振替新株予約権付社債等の償還又は繰上償還が行われた場合の取扱い）

お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、償還又は繰上償還が行われる場合には、お客様から当社に対し、

当該振替新株予約権付社債、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、抹消の申請があったものとみなします。

第23条（振替株式等の発行者である場合の取扱い）

1. お客様が振替株式、振替投資口又は振替優先出資の発行者である場合には、お客様の振替決済口座に記載又は記録がされているお客様の発行する振替株式、振替投資口又は振替優先出資（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）について、当社に対し、一部抹消の申請をすることができます。
2. 客様は、その振替決済口座の保有欄に記載又は記録がされている株式買取求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求又は新投資口予約権買取請求の目的で振替を受けた振替株式、振替投資口、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について、当社に対し、反対株主の通知、反対投資主の通知、反対新株予約権付社債権者の通知、反対新株予約権者の通知又は反対新投資口予約権者の通知をしていただきます。

第24条（個別株主通知等の取扱い）

1. お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、個別株主通知の申出（振替法第154条 第4項の申出をいいます。）の取次ぎの請求をすることができます。
2. お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、発行者に対する会社法第325条の5第1項の規定に基づく株主總會資料の書面交付請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、これらの書面交付請求の取次ぎの請求は当該発行者が定めた基準日までに行っていただく必要があります。
3. 前2項により手数料が発生する場合は、当社の別途指定によります。

第25条（単元未満株式の買取請求等）

1. お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの

請求、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求及び発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求をすることができます。ただし、機構が定める取次停止期間は除きます。

2. 前項の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求及び発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求等については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとします。この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に請求の効力が生じます。
3. お客様は、第1項の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求を行うときは、当該買取請求に係る単元未満株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を行っていただきます。
4. お客様は、第1項の単元未満株式の発行者への売渡請求の取次ぎの請求を行うときは、当該売渡請求に係る発行者への売渡代金の支払いは、当社を通じて行っていただきます。
5. お客様は、第1項の取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求を行うときは、当該取得請求に係る取得請求権付株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を行っていただきます。
6. 第1項の場合は、所定の手続料をいただく場合がございます。

第26条（会社の組織再編等に係る手続き）

1. 当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、株式交付、会社分割、株式分配、株式の消却、併合、分割又は無償割当て等に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加若しくは減少の記載又は記録を行います。
2. 当社は、取得条項が付された振替株式等の発行者が、当該振替株式等の全部を取得しようとする場合には、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加若しくは減少の記載又は記録を行います。

第27条（振替上場投資信託受益権の併合等に係る手続き）

1. 当社は、振替上場投資信託受益権の併合又は分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。
2. 当社は、信託の併合に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加若しくは減少の記載又は記録を行います。

第28条（振替受益権の併合等に係る手続き）

1. 当社は、振替受益権の併合又は分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。
2. 当社は、信託の併合又は分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。

第29条（振替上場投資信託受益権等の抹消手続き）

1. 振替決済口座に記載又は記録されている振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、お客様から当社に対し抹消の申請が行われた場合、機構が定めるところに従い、お客様に代わってお手続きさせていただきます。
2. 振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、機構が定める場合には抹消の申請をすることはできません。

第30条（配当金等に関する取扱い）

1. 当社は、配当金の受取方式について、当社が今後別途定めた場合を除き、個別銘柄指定方式の取次を行いません。なお、個別銘柄指定方式とは、お客様が個別に指定する特定の上場株式等の配当金を、指定する金融機関で受け取ることができる方式のことです。
2. お客様は、当社を経由して機構に登録した一の金融機関預金口座（以下「登録配当金等受領口座」といいます。）への振込みにより、お客様が保有する全ての銘柄の配当金又は分配金

を受領する方法（以下「登録配当金等受領口座方式」といいます。）又はお客様が発行者から支払われる配当金又は分配金の受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、当社がお客様のために開設する振替決済口座に記載又は記録された振替株式等の数量（当該発行者に係るものに限ります。）に応じて当社に対して配当金又は分配金の支払いを行うことにより、お客様が配当金又は分配金を受領する方式（以下「株式数等比例配分方式」といいます。）を利用しようとする場合には、当社に対し、その旨を示して前項の配当金等振込指定の取次ぎの請求をしていただきます。

3. お客様が前項の株式数等比例配分方式の利用を内容とする配当金等振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。
 - (1) お客様の振替決済口座に記載又は記録がされた振替株式等の数量に係る配当金等の受領を当社又は当社があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。
 - (2) お客様が振替決済口座の開設を受けた他の口座管理機関がある場合には、当該他の口座管理機関に開設された振替決済口座に記載又は記録された振替株式等の数量に係る配当金又は分配金の受領を当該他の口座管理機関又は当該他の口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。また、当該委託をすることを当該他の口座管理機関に通知することについては、当社に委託すること。
 - (3) 当社は、前号により委託を受けた他の口座管理機関に対する通知については、当社の上位機関及び当該他の口座管理機関の上位機関を通じて行うこと。
 - (4) お客様に代理して配当金又は分配金を受領する口座管理機関の商号又は名称、当該口座管理機関が配当金又は分配金を受領するために指定する金融機関預金口座及び当該金融機関預金口座ごとの配当金又は分配金の受領割合等については発行者による配当金又は分配金の支払いの都度、機構が発行者に通知すること。
 - (5) 発行者が、お客様の受領すべき配当金又は分配金を、機構が前号により発行者に通知した口座管理機関に対して支払った場合には、発行者の当該口座管理機関の加入者に対す

る配当金又は分配金の支払債務が消滅すること。

(6)お客様が次に掲げる者に該当する場合には、株式数等比例配分方式を利用することはできないこと。

イ) 特別口座に記載又は記録されている株式の名義人である加入者その他の構に対して株式数等比例配分方式に基づく加入者の配当金の受領をしない旨の届け出をした口座管理機関の加入者

ロ) 機構加入者

ハ) 他の者から株券喪失登録がされている株券に係る株式（当該株式の銘柄が 振替株式であるものに限る。）の名義人である加入者、当該株券喪失登録がされている株券に係る株券喪失登録者である加入者又は会社法第225条第1項の規定により当該株券喪失登録がされている株券について当該株券喪失登録の抹消を申請した者である加入者

第31条（総株主通知等に係る処理）

1. 当社は振替株式等について、機構に対し、機構が定めるところにより、株主確定日（替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者確定日、振替新株予約権にあっては新株予約権者確定日、振替投資口にあっては投資主確定日、振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者確定日、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者確定日、振替上場投資信託受益権及び振替受益権にあっては受益者確定日。以下この条において同じ。）における株主（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者、振替新株予約権にあっては新株予約権者、振替投資口にあっては投資主、振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者、振替上場投資信託受益権及び振替受益権にあっては受益者。なお、登録株式質権者、登録投資口質権者又は登録優先出資質権者となるべき旨の申出をした場合を含みます。以下「通知株主等」といいます。）の氏名、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を報告します。

2. お客様は、当社を經由して機構に登録した一の金融機関預金口座（以下「登録配当金等受領口座」といいます。）への振込みにより、お客様が保有する全ての銘柄の配当金又は分配金を受領する方法（以下「登録配当金等受領口座方式」といいます。）又はお客様が発行者から支払われる配当金又は分配金の受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、当社がお客様のために開設する振替決済口座に記載又は記録された振替株式等の数量（当該発行者に係るものに限り、）に応じて当社に対して配当金又は分配金の支払いを行うことにより、お客様が配当金又は分配金を受領する方式（以下「株式数等比例配分方式」といいます。）を利用しようとする場合には、当社に対し、その旨を示して前項の配当金等振込指定の取次ぎの請求をしていただきます。
3. お客様が前項の株式数等比例配分方式の利用を内容とする配当金等振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。
 - (1) お客様の振替決済口座に記載又は記録がされた振替株式等の数量に係る配当金等の受領を当社又は当社があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。
 - (2) お客様が振替決済口座の開設を受けた他の口座管理機関がある場合には、当該他の口座管理機関に開設された振替決済口座に記載又は記録された振替株式等の数量に係る配当金又は分配金の受領を当該他の口座管理機関又は当該他の口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。また、当該委託をすることを当該他の口座管理機関に通知することについては、当社に委託すること。
 - (3) 当社は、前号により委託を受けた他の口座管理機関に対する通知については、当社の上位機関及び当該他の口座管理機関の上位機関を通じて行うこと。
 - (4) お客様に代理して配当金又は分配金を受領する口座管理機関の商号又は名称、当該口座管理機関が配当金又は分配金を受領するために指定する金融機関預金口座及び当該金融機関預金口座ごとの配当金又は分配金の受領割合等については発行者による配当金又は分配金の支払いの都度、機構が発行者に通知すること。

- (5) お客様に代理して配当金又は分配金を受領する口座管理機関の商号又は名称、当該口座管理機関が配当金又は分配金を受領するために指定する金融機関預金口座及び当該金融機関預金口座ごとの配当金又は分配金の受領割合等については、発行者による配当金又は分配金の支払いの都度、機構が発行者に通知すること。
- (6) 発行者が、お客様の受領すべき配当金又は分配金を、機構が前号により発行者に通知した口座管理機関に対して支払った場合には、発行者の当該口座管理機関の加入者に対する配当金又は分配金の支払債務が消滅すること。
- (7) お客様が次に掲げる者に該当する場合には、株式数等比例配分方式を利用することはできないこと。
 - イ) 特別口座に記載又は記録されている株式の名義人である加入者その他の機構に対して株式数等比例配分方式に基づく加入者の配当金の受領をしない旨の届け出をした口座管理機関の加入者
 - ロ) 機構加入者
 - ハ) 他の者から株券喪失登録がされている株券に係る株式（当該株式の銘柄が振替株式であるものに限る。）の名義人である加入者、当該株券喪失登録がされている株券に係る株券喪失登録者である加入者又は会社法第225条第1項の規定により当該株券喪失登録がされている株券について当該株券喪失登録の抹消を申請した者である加入者

4. 登録配当金等受領口座方式又は株式数等比例配分方式を現に利用しているお客様は、配当金等振込指定の単純取次ぎを請求することはできません。

第32条（お客様への連絡事項）

- 1. 当社は、振替株式等について、次の事項をお客様にご通知します。
 - (1) 最終償還期限（償還期限がある場合に限りませう。）
 - (2) 残高照合のための報告
 - (3) お客様に対して機構から通知された事項
- 2. 当社は、3ヶ月に1回以上、期間内のお取引内容及びお取引後

の残高を記載した取引残高報告書をお客様に交付いたします（電子情報処理組織を使用する方法による交付を含みます。以下同じ。）。お取引がなく残高がある場合は1年に1回以上、取引残高報告書をお客様に交付いたします。

3. 取引残高報告書を交付した後、15日以内にご連絡がなかったときは、当社はその記載事項すべてについてご承認いただいたものとさせていただきますので、取引残高報告書を受領した場合は、速やかにその内容をご確認ください。
4. 当社からの報告書等の記載内容についてご不審な点があるときは、すみやかに当社に直接ご連絡ください。
5. 当社が届け出のあった電子メールアドレス、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
6. 当社は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

第33条（振替新株予約権等の行使請求等）

1. お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債について、発行者に対する新株予約権行使請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日、元利払期日及び当社が必要と認めるときには当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。
2. お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記

録されている振替新株予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求及び当該新株予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日及び当社が必要と認めるときは当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。

3. お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新投資口予約権について、発行者に対する新投資口予約権行使請求及び当該新投資口予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新投資口予約権行使により交付されるべき振替投資口の銘柄に係る投資主確定日及び当社が必要と認めるときは当該新投資口予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。
4. 前3項の発行者に対する新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求及び当該新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとします。この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に行使請求の効力が生じます。
5. お客様は、第1項、第2項又は第3項に基づき、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、当該新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求をする振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の一部抹消の申請手続きを委任していただくものとします。
6. お客様は、前項に基づき、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、発行者の指定する払込取扱銀行の預金口座への当該新株予約権行使又は新投資口予約権行使に係る払込金の振込みを委託していただくものとします。
7. お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権につい

て、新株予約権行使期間又は新投資口予約権行使期間が満了したときは、当社はただちに当該振替新株予約権又は振替新投資口予約権の抹消を行います。

8. お客様は、当社に対し、第1項の請求と同時に当該請求により生じる単元未満株式の買取請求の取次ぎを請求することができます。ただし、機構が定める取次停止期間は除きます。
9. 前8項の場合は、所定の手続料をいただく場合がございます。

第34条（振替新株予約権付社債等の取扱い廃止に伴う取扱い）

1. 振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の取扱い廃止に際し、発行者が新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約証券を発行するときは、お客様は、当社に対し、発行者に対する新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約権証券の発行請求の取次ぎを委託していただくこととなります。また、当該新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約権証券は、当社がお客様に代わって受領し、これをお客様に交付します。
2. 当社は、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の取扱い廃止に際し、機構が定める場合には、機構が取扱い廃止日におけるお客様の氏名又は名称及び住所その他の情報を発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第35条（振替新株予約権付社債に係る振替口座簿記載事項の証明書の交付請求）

1. お客様（振替新株予約権付社債権者である場合に限り。）は、当社に対し、振替口座簿のお客様の口座に記載又は記録されている当該振替新株予約権付社債についての振替法第194条第3項各号に掲げる事項を証明した書面（振替法第222条第3項に規定する書面をいいます。）の交付を請求することができます。
2. お客様は、前項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請又は抹消の申請をすることはできません。また、お客様は、反対新株予

約権付社債権者が振替法第222条第5項に規定する書面の交付を受けたときは、当該反対新株予約権付社債権者が当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請をすることはできません。

3. 第1項の場合は、当社所定の手続料をいただく場合があります。

第36条（振替口座簿記載事項の証明書 of 交付又は情報提供の請求）

1. お客様は、当社に対し、当社が備える振替口座簿のお客様の口座に記載又は記録されている事項を証明した書面（振替法第277条に規定する書面をいいます。）の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法により提供することを請求することができます。
2. 当社は、当社が備える振替口座簿のお客様の口座について、発行者等の利害関係を有する者として法令に定められている者から、正当な理由を示して、お客様の口座に記載又は記録されている事項を証明した書類の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法により提供することの請求を受けたときは、直接又は機構を経由して、当該利害関係を有する者に対して、当該事項を証明した書類の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法による提供をします。
3. 第1項の場合は、当社所定の手続料をいただく場合があります。

第37条（届け出事項の変更）

1. お客様の氏名、住所、共通番号その他の届け出事項に変更があったときは、速やかに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「戸籍抄本」、「住民票の写し」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。
2. 前項により届け出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ振替株式等の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、

保証人を求めることがあります。

3. 第1項による変更後は、変更後氏名、住所、共通番号等をもって届け出の氏名、住所、共通番号等とします。

第38条（機構からの通知に伴う振替口座簿の記載又は記録内容の変更に関する同意）

機構から当社に対し、お客様の氏名の変更があった旨、住所の変更があった旨又はお客様が法律により振替株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人等である旨若しくは外国人等でなくなった旨の通知があった場合には、当社が管理する振替口座簿の記載又は記録内容を当該通知内容のものに変更することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第39条（口座管理料）

1. 当社は、振替決済口座を開設したときは、その開設時及び振替決済口座開設後所定の料金をいただく場合がございます。
2. 当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、振替株式等の売却代金等の支払いのご請求には応じないことがあります。

第40条（当社の連帯保証義務）

機構が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限り、）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。

- (1) 振替株式等の振替手続を行った際、機構において、誤記帳等により本来の数量より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振替株式等の超過分（振替株式等を取得した者のないことが証明された分を除きます。）のうち、振替新株予約権付社債の償還金及び利金、振替上場投資信託受益権の収益の分配金等並びに振替受益権の受益債権に係る債務の支払いをする義務
- (2) その他、機構において、振替法に定める超過記載又は記録に

係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第41条（複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知）

当社は、当社が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けており、又は当社の上位機関が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合であって、当社のお客様が権利を有する振替株式等についてそれらの顧客口に記載又は記録がなされている場合、当該銘柄の権利を有するお客様に次に掲げる事項を通知します。

- (1) 銘柄名称
- (2) 当該銘柄についてのお客様の権利の数量を顧客口に記載又は記録をする当社の直近上位機関及びその上位機関（機構を除きます。）
- (3) 同一銘柄について複数の直近上位機関から開設を受けている顧客口に記載又は記録がなされる場合、前号の直近上位機関及びその上位機関（機構を除きます。）の顧客口に記載又は記録される当該銘柄についてのお客様の権利の数量

第42条（機構において取り扱う振替株式等の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知）

1. 当社は、機構において取り扱う振替株式等のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。
2. 当社は、当社における振替株式等の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。

第43条（解約等）

1. 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、振替株式等を他の口座管理機関へ振替える等、速やかに当社所定の手続きをおとりいただきます。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。
 - (1) お客様から解約のお申出があった場合
 - (2) お客様が手数料を支払わないとき
 - (3) お客様がこの約款に違反したとき

- (4) 理由の如何を問わず、お客様の当社においての証券総合口座が廃止された場合
- (5) 第39条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合
- (6) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
- (7) お客様またはお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらに準ずる者等反社会的勢力であると判明し、当社が解約を申し出た場合
- (8) お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、またはこれらに類するやむを得ない事由により当社がお客様に解約を申し出た場合
- (9) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき

2. 次の各号のいずれかに該当するお客様が契約を解約する場合には、速やかに振替株式等を他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座へお振替えいただくか、他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座を振替元口座として指定していただいたうえで、契約を解約していただきます。

- (1) お客様の振替決済口座に振替株式等についての記載又は記録がされている場合
- (2) お客様が融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保株式等に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者、新株予約権者、新投資口予約権者若しくは受益者として記載若しくは記録されているとき又はお客様が他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出若しくは特別受益者の申出における特別株主、特別投資主、特別優先出資者若しくは特別受益者であるとき又はお客様が他の加入者による反対株主の通知、反対投資主の通知、反対新株予約権付社債権者の通知、反対新株予約権者の通知若しくは反対新投資口予約権者の通知における反対株主、反対投資主、反対新株予約権付社債権者、反対新株予約権者若しくは反対新投資

口予約権者であるとき

- (3)お客様の振替決済口座の解約の申請にかかわらず、当該申請後に調整株式数、調整新株予約権付社債数、調整新株予約権数、調整投資口数、調整新投資口予約権数、調整優先出資数、調整上場投資信託受益権口数又は調整受益権数に係る振替株式等についてお客様の振替決済口座に増加の記載又は記録がされる場合
3. 前1項による振替株式等の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をいただくばあいがございます。この場合、売却代金等の預り金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、速やかにお支払いください。
4. 当社は、前項の不足額を引取りの日に第39条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第39条第2項に準じて売却代金等の預り金から充当することができるものとします。

第44条（解約時の取扱い）

1. 前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替株式等及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。
2. 前条及び本条に定めない事項に関しては、「証券総合口座取引約款」第22条の規定に従います。

第45条（緊急措置）

法令の定めるところにより振替株式等の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

第46条（免責事項）

当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- (1)第37条第1項による届け出の前に生じた損害
- (2)届け出災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当

社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、振替株式等の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害

- (3) 前号の事由により振替株式等の記録が滅失等した場合、又は第21条及び第30条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- (4) 第45条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

第47条（振替法の施行に向けた手続き等に関する同意）

当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における振替法の施行に伴い、お客様が当社に寄託している有価証券のうち、株券等の保管及び振替に関する法律（以下「保振法」といいます。）第2条に規定する株券等（振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債券を除きます。以下本条において同じ。）に該当するものについて、次の第1号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- (1) 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること。
- (2) 当社は、お客様が有する特例新株予約権付社債（施行日において、保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていたものを除きます。）について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例新株予約権付社債のご提出を受けた場合には、イ及びロに掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びにハからヘに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱うこと。
 - イ) 機構が定めるところによる振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請
 - ロ) その他振替法に基づく振替制度へ移行するために必要となる 手続等
 - ハ) 当社は、お客様から移行申請の取次ぎの委託を受けたときは、機構に対し、機構の定めるところにより当該申請を取り次ぐこと。
 - ニ) 特例新株予約権付社債に係る元利払期日の5営業日前の日

- から元利払期日の前営業日までの期日及び機構が必要と認める日においては、イに掲げる申請を受け付けないこと。
- ホ) 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと。
- へ) 振替法に基づく振替制度に移行した特例新株予約権付社債については、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること。
3. 機構が名義書換の請求を行った機構名義の振替株式、振替投資口及び協同組織金融機関の振替優先出資であって、機構の特別口座に記載又は記録された振替株式、振替投資口及び協同組織金融機関の振替優先出資について、発行者に対し、特別口座開設について機構との共同請求を行おうとするときには、お客様が当社から当該振替株式に係る株券、振替投資口に係る投資証券及び協同組織金融機関の振替優先出資の優先出資証券の交付を受けた場合には、当社を經由して、機構に対し、当該請求に係る協力を依頼すること。
4. 当社は、施行日後1年を経過した後に、当社の定める方法によりお預りした株券等について廃棄等の処分を行うこと。
5. 上記のほか、当社は、振替法の施行に伴い必要となる手続きを行うこと。

第48条（この約款の変更）

この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときには、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。

第49条（個人情報等の取扱い）

米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②または③に該当する場合及び該当する可能性がある

と当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名／名称、住所／所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。なお、米国における個人情報保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。

- ① 米国における納税義務のある自然人、法人またはその他の組織
- ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人またはその他の組織
- ③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法1471条及び1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

以上